

令和元年度 外務省「NGO研究会」完了報告書
日本の国際協力NGOにおける『セーフガーディング』の
取組促進のための提言とガイドラインの作成

Recommendations for Promoting Safeguarding and Development of its Guidelines
for Japanese NGOs in the International Cooperation Sector

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



Save the Children

目次

1. 事業概要	2
1.1 目的と事業構成	2
1.2 子どもと若者のセーフガーディングとは	3
1.3 本テーマの背景	4
1.4 実施体制	5
2. 活動実施報告：国内外の動向把握と課題の整理	6
2.1 日本の NGO の意識と実態に関するアンケート調査	6
2.1.1 アンケート調査の結果分析	6
2.1.2 考察	8
2.2 近年の国際的な取組と動向のまとめ	9
2.2.1 セーフガーディングや PSEAH に関する国際基準	10
2.2.2 国際的合意文書、共同声明	12
2.2.3 日本政府の立場と動き	14
2.2.4 国際機関の動向	15
2.2.5 二国間援助における取組例	17
3. 活動実施報告：NGO 間の学びの促進	20
3.1 基礎ワークショップ	20
3.2 テーマ別研修	22
3.3 関西プレ・セミナー	25
3.4 公開セミナー	26
3.5 NGO 間の合同研修等で得られた主な成果と課題	28
4. 活動実施報告：最低基準の理解と実践のためのガイドの制作	29
5. 考察と提言	30
6. 資料集	35
資料 1：子どもと若者のセーフガーディング最低基準一覧表	36
資料 2：NGO 実態調査アンケート集計結果	38
資料 3：基礎ワークショップ 研修アジェンダ	63
資料 4：関西公開セミナー 開催スケジュール	65

別冊

「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」

※ 当研究会の成果品の一部となるが、本報告書冊子には含んでいない。

1. 事業概要

開発協力活動や緊急人道支援は、貧困、あらゆる形態の暴力や搾取の緩和と撲滅、脆弱な立場に置かれた人々の権利の保障や社会課題の解決に貢献することを目的として行われるものである。しかしながら、支援する立場にある者の一部がその立場を濫用し、暴力、性的搾取等によって、本来支援すべき対象である子どもや若者の人権を侵害するという事案が近年、世界各地から報告されている。

この問題に関する国際的な議論が活性化し、国際機関や各国政府、NGO 等が連携して国際支援における子どもや若者に対する虐待・搾取を決して許容しないと表明し、予防や対応に関する具体的方策が進みつつある。このような国際的な潮流がある一方で、日本国内においてはこの問題への取組も関心も十分にあるとはいえない。本研究会では「子どもと若者のセーフガーディング」をより広く浸透させていくため、現状の課題の把握と今後の取組促進のための基準を明らかにすることをめざして取組を行った。

1.1 目的と事業構成

本研究会では、日本の国際協力 NGO の活動や運営において子どもや若者に対する不適切行為や危険が起こらないようにするため、また、万が一発生してしまった場合にその事態に的確に対処するための組織体制と役職員の能力を強化していくため、よりどころとなる基準とそのガイドラインを整備・周知することを目的に、以下の 3 つの観点から 7 つの活動を組み入れて実施した。

- A) 国内外の動向把握と課題の整理: 子どもや若者に対する搾取・虐待、およびあらゆる不適切行為から守るためのセーフガーディングの取組に関して、海外の関係機関による状況を理解するための情報収集を行い、また国内では、JANIC 加盟団体を中心にアンケート調査を行った。日本での実情を国際的な動向や関連基準に照らし、NGO の取組強化や相互連携において考慮すべき対策と提言を本稿にて取りまとめた。

- 日本の NGO の意識と実態に関するアンケート調査
- 近年の国際的な取組と動向のまとめ

- B) NGO 間の学びの促進: 国際協力の現場や、それに従事する関係者によって、子どもや若者が暴力や搾取にさらされるリスクについての危機意識を喚起し、これらの問題の予防や早期発見・再発防止に向けた取組のための研修会やセミナーを開催した。またそこでの人材交流や情報交換を通じて、NGO 間の学びの場と連携ネットワークの強化を図った。

- 基礎ワークショップ
- テーマ別研修

- 関西プレ・セミナー
- 公開セミナー

C) 最低基準の理解と実践のためのガイド書の作成: 日本の NGO の実情を踏まえつつ、また国際基準にも沿う「子どもと若者のセーフガーディング最低基準」を策定し、その実用を促すための詳しい解説や補助資料等からなるガイド書を制作した。

- 最低基準のためのガイドの制作

1.2 子どもと若者のセーフガーディングとは

「子どものセーフガーディング」は、「組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと」¹と定義されている。

援助関係者によってなされる人為的な有害行為だけでなく、無知や過失によるものや、偶発的な事故のリスクからも守ることが求められている。また、セーフガーディングの取組範囲は幅広く、リスク削減や安全な事業設計から、人材採用、スタッフへの啓発、通報制度、事案調査や人事処遇、再発防止までの多くの要素からなり、包括的な取組が必要とされている。（基準の詳細や関連用語の定義については、当研究会の成果品別冊「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」に記載している）

言い換えると、セーフガーディングとは、役職員や関係者が、日々の事業や運営において、子どもや弱い立場の人々の尊厳を傷つけたり、危険にさらしたりすることのないように、組織として取り組むべき責任である。守るべき対象としては、子どもだけでなく、若者、おとなの事業受益者や、弱い立場にある人を広く含めるべきなど、様々な議論が展開されているところであるが、本研究会においては、「子ども」と「若者」に対するセーフガーディングの取組を優先することとした。

なお、「セーフガーディング」と類似・近接した言葉で、PSEA（Protection from / Prevention of Sexual Exploitation and Abuse; 性的搾取・虐待の防止）または PSEAH（Protection from / Prevention of Sexual Exploitation, Abuse and Harassment; 性的搾取・虐待およびハラスメントの防止）という用語がある。援助関係者による性的搾取・虐待およびハラスメント行為の防止を目的としたもので、あらゆる年齢層、受益者、および職員やボランティアをも守るべき対象としている。これに対し、セーフガーディングは、性的な問題に限らず、

¹ Keeping Children Safe (セーフガーディングの活動に特化した国際的 NGO の団体名称) による定義。Keeping Children Safe (2014). *Child safeguarding standards and how to implement them*.

体罰や暴言、ネグレクトなどあらゆる形態の暴力や不適切行為、不慮の事故なども含めた危険から守ることを目的としている。セーフガーディングと PSEA(H)の取組は重複する部分も多く、各々の取組が相互に与える影響も大きい。そのため、本稿においても、必要に応じて PSEA(H)に関する議論を織り込んでいる。

1.3 本テーマの背景

国際支援の場において、あるいはその活動に携わる人々によって、子どもや若者の安全や人権が脅かされるという問題については、少なくとも 1990 年代から繰り返し警笛が鳴らされてきている。1993 年のカンボジアでの平和維持活動の陰で大規模な子ども買春が行われていたとの報告がなされており、その後、コソボ、カンボジア、東チモール、西アフリカ、DRC コンゴ、ハイチ、リベリア、南スーダンでの平和維持活動においても同様の問題が指摘されてきた。ボスニアの平和維持活動の裏で起こった人身売買については、その実話に基づいて映画²も制作されている。

さらにこの問題は、2000 年代初め、西アフリカ地域で国連職員から地域リーダーに至るあらゆる層の関係者による、子どもに対する性的搾取・虐待が広く横行しているとの報告³によって顕在化した。当時の国連事務総長のコフィ・アナン氏は、この問題を受け、「性的搾取と性的虐待からの保護を図る特別措置に関する国連事務総長公示」⁴を発表した。この中で、人道支援の影で見逃されてきたこのような人権侵害を一切許容しないという決意を表明し、国連および連携団体や個人と協力して性的搾取・虐待の予防のための具体策に着手することを宣言した。多くの NGO も「子どもの保護指針」を団体内に制定するなどして問題を削減するための施策に着手していった経緯がある。さらにその動きは、組織の責任や手続きを明確に打ち出す「セーフガーディング」と呼ぶ包括的な取組として徐々に発展していった。

しかしながら、目下の取組は十分機能していないとの指摘が重なり、諸団体の姿勢に国際的な批判が集まっている。2018 年 2 月には、ハイチ地震の緊急対応支援に携わった国際 NGO のシニア・スタッフが現地の被災者を買春したとされる問題が多くの国際メディアで報道され高い関心を集めた。それ以降も、NGO 団体の組織内における性的搾取やセクシャル・ハラスメントの国際報道が相次いだほか、事案発生後の組織対応のあり方についても疑問が呈され、NGO への不信感が高まる結果を招いた。

この事態を受け、2018 年 6 月、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)は、開発協力における性的搾取・虐待を防止すること目的にしたレファレンス・グループ会議を立

² 映画「トゥルース～闇の告発」(原題: The Whistleblower)

³ UNHCR and Save the Children-UK (2002). *Note for implementing and operational partners on sexual violence & exploitation: The experience of refugee children in Guinea, Liberia and Sierra Leone based on initial findings and recommendations from assessment mission*

⁴ UN Secretary-General (2003). *Secretary-General's bulletin: Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse*

ち上げたほか、英国では、同 5 月と 10 月に、国際開発省 (DFID) が NGO と合同で、国際機関や各国政府の二国間援助機関の関係者を招いてセーフガーディング・サミットを開催するなどの動きがあった。そういった国際的な動向については、本稿 2.2 にて詳しく後述している。

日本では、2018 年 5 月に国際協力 NGO センター (JANIC) 加盟団体の有志が「子どものセーフガーディング勉強会」と称したインフォーマルな学びのネットワークを立ち上げた。この勉強会は後に JANIC の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」⁵に移行し、本研究会の活動をはじめ、日本の NGO におけるセーフガーディング推進のための様々な試みを進めている。

1.4 実施体制

本研究会の実施にあたっては、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施主体となり、さらに JANIC の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」に属する 6 団体との協力を得て、以下のように分担・連携して取り組んだ。

- セーフガーディングに関する日本 NGO の実態調査については JANIC 事務局の実務協力を得て、アンケートフォームの作成から集計までの一連の作業と、同加盟団体に対して回答協力を働きかけた。
- テーマ別研修および首都圏での公開セミナーは JANIC 事務局が、関西での公開セミナーについては国際子ども権利センターが中心的な運営を担った。
- 最低基準ガイドの作成にあたってはセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが全体の編集責任と一部の原稿執筆を担い、チャイルド・ファンド・ジャパンとプラン・インターナショナル・ジャパンが、必要な情報収集と原稿執筆を分担した。ACE とワールド・ビジョン・ジャパンは、ガイドラインの企画編集を担い、情報提供と、草稿に対する助言や加筆・校正にも協力した。

⁵ 国際協力の場に乗じた虐待と搾取などの権利侵害から子どもたちを守るためのセーフガーディングの取組を推進することを目的とした、JANIC 正会員の有志によるワーキング・グループ。2020 年 3 月時点では、ACE、国際子ども権利センター、チャイルド・ファンド・ジャパン、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、および JANIC 事務局が登録している。

2. 活動実施報告：国内外の動向把握と課題の整理

ここからは、本研究会活動で実施した各活動について、その事業構成(1.1 参照)に沿って、実施概要および成果等の報告を行う。

まず、日本の NGO における「子どもと若者のセーフガーディング」に関する意識や実態の調査結果と、国際的な動向についての把握整理について、以下のとおり報告する。

2.1 日本の NGO の意識と実態に関するアンケート調査

目的	国際協力におけるセーフガーディングの課題に関する日本の NGO の関心のありようや取組実情を把握するとともに、今後の取組のために有用な意見や課題を抽出し、集約する。
実施団体	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、国際協力 NGO センター (JANIC)
実施方法	オンライン・アンケート。1 団体 1 回答、無記名方式とした。
回答期間	9 月 25 日から、10 月 25 日まで
内容	団体の属性、理解・関心度、制度実施状況、予算、今後の関心事項の 5 カテゴリーについての質問、合計 22 問とした。
対象者	JANIC 会員、地域ネットワーク NGO、NGO ダイレクトリー登録団体など約 300 団体に依頼、87 件の回答があった。
集計結果	巻末の資料 2 のとおり

2.1.1 アンケート調査の結果分析

日本の NGO に対し、上記の枠組みでアンケート調査をしたところ、以下のような特徴や傾向が認められた。なお、アンケートの質問項目および全ての集計結果は、巻末の資料 2 に掲載している。

カテゴリー0：アンケート回答団体の属性

- 回答団体の 8 割近くが JANIC 正会員と団体協力会員であった。それとの重複もあるが、地域ネットワークや、活動分野、課題分野別のネットワークへの加盟があった。いずれのネットワークにも属さない団体からの回答は約 15%であった。(Q1)
- 活動分野は教育・職業訓練分野や保健・医療・衛生分野を筆頭に、非常に幅広い分野であるが、8 割程度の団体が、子どもや若者をその支援対象として含めていた。(Q2, 3)

カテゴリーA：理解度、関心事項に関する質問

- 過半数の回答者が「セーフガーディング」という言葉を聞いたことがあると答えている。(Q4)
- 援助従事者による子どもや若者への不適切行為については、回答者の 9 割以上が報

道や伝聞などを通じて見聞きしている。年 5 回以上見聞きしているなど、関心の高い回答者も 2 割に及んでいる。(Q5)

- 子どもや若者との接触がある人物については、スタッフ等が最も機会が多い傾向にあるが、間接的な影響や契約関係にある外部組織などをあげるものも過半数あった。(Q6, 7)
- 自団体の活動において受益者・関係者である子どもや若者に対する不適切行為がおこる可能性について、虐待の 4 分類(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト)別に尋ねた質問に対しては、「起こる可能性はない」と「起こる可能性は低い」と感じている者が圧倒的に多く、いずれの虐待分類においても、各々 3 割から 4 割程度、両方あわせると 6 割から 8 割近いという意識であることが分かった。しかし、「起こる可能性はある」「起こる可能性は高い」と認識している回答者も一定割合あり、分類別でみると特に心理的な行為や、性的な行為に関しての懸念がより高い傾向がみられた。(Q8)

カテゴリーB：制度の導入状態についての質問

- 「セーフガーディング」に関連・類似する取組の実施状況については、過半数が「行っていない」と回答。「一部」または「できる限り行っている」団体が約 3 分の 1、すでに包括的な取組があると回答したのは約 1 割であった。(Q9)
- 就業規則に子どもへの不適切行為の禁止についての記述があるかどうかの質問に対しては、2 割弱が明記あり、3 割が間接的表現があると答えた。明記していない団体が約 3 割、就業規則がないと回答したものが 1 割であった。(Q10)
- セーフガーディングやハラスメント防止関連の文書の有無についての質問では、ハラスメント防止規程を保有している団体が最も多く、4 割超の団体があると回答している。次いで、「ない」との回答が 3 割近い。子どもと若者のセーフガーディング指針、およびその行動規範があると答えたのは回答者の約 2 割であった。(Q11)
- Q11 で何等かの文書があると答えた団体について、それでカバーされる保護の対象者で最多だったのは「スタッフやボランティア」で約 87%の回答者、「子ども」「若者」「おとな」はいずれも約 54%であった。保護の範囲については、「ハラスメント全般」が約 78%と最も高かった。次いで、「性的虐待」「心理的虐待」「身体的虐待」が 52～55%の間ではほぼ拮抗していた。規則の遵守をどの範囲に義務づけているかの問いに対しては、スタッフが約 93%と最多であり、次いで理事、ボランティア、インターン、契約関係にある外部組織や提携機関となっている。比較的少ないが、現地の訪問者、会員、寄付者、活動に関わる著名人などに義務付けている団体や、自由記述にて現地カウンターパートや現地事務所への適用の記載があった。(Q12,13)
- 不適切行為や危険に気づいた場合の通報・相談の窓口や事後対応の仕組みについては、回答団体の 5 割が「ない」と答えた。通報窓口やホットラインの担当者を置いているのは約 25%、対応の仕組み・制度が明文化されているのは 20%であった。(Q14)

- セーフガーディングに関する実施状況の把握方法としては、7 割近くが「行っていない」と回答した。行っている団体では、チェックリスト、アンケート利用が1〜2 割程度であった。その他の自由回答として、カウンターパート訪問時の聞き取り、モニタリングの一環、ハラスメント防止委員会による点検、セーフガーディングに関する内部監査、理事への状況報告などが挙げられた。(Q15)

カテゴリーC: セーフガーディングのための予算についての質問

- セーフガーディング関係の年間支出の現状については、約 77%が「なし／ほとんどなし」と回答した。支出があった団体においては、10 万円未満から 500 万円以上と広範囲に散らばった。しかし、仕組みや制度を整備・定着させるための必要予算としては、「わからない」が最多の約 35%、次いで「10 万円未満」と答えたのが約 25%、「不要」としたものが 13%となった。(Q16, 17)
- 必要とする資金の用途に関しては、「研修や会議費用」が最多で、次いで「担当者の人件費」であった。その他に、コンサルテーションや専門家の委託料、啓発用の資料作成費、モニタリング費用などのニーズがあった。(Q18)

カテゴリーD: 今後の関心、研修希望 ニーズ 期待や課題に関する質問

- 組織内でのセーフガーディングの取組導入や強化についての関心を問う質問では、「必要に応じて検討していきたい」(43%)が最多であった。そういった消極派と、「積極的に取り組みたい」(27%)との二極化の傾向が認められた。(Q19)
- 取組強化の課題としては、「スタッフの理解促進・意識化」が最多の 7 割で、次いで、「指針や行動規範の策定」「報告受付と問題対応の仕組みづくり」「活動上のリスク分析と安全策の導入」などがほぼ拮抗していた。(Q20)
- 取組の障害や制約となるものについては、特定の項目への集中はみられず、情報や専門性、予算、必要性の認識や優先度など、様々な要素に散らばっていた。(Q21)
- 今後必要とするサポートや情報については、NGO ネットワークなどでの情報プラットフォームや学びの場、取組の基準や解説書、専門家によるコンサルテーションなどに、まんべんなく期待が示された。また、自由記述にて金銭的な費用補助に関する要望もあった。(Q22)

2.1.2 考察

今回のアンケート調査には、子どもや若者に対する活動を行う団体からも多く回答が寄せられ、スタッフや関係者が子どもや若者と直接・間接的に接する機会があると回答した団体も多い。「セーフガーディング」という言葉については過半数が知っており、援助従事者による不適切行為に関する報道や伝聞も大半は見聞きしたことがある。しかし、自団体において、子どもや若者に対する加害や不適切行為が起こる可能性については「ない」か「低い」と捉えている

団体が圧倒的に多かった。そのためか、過半数の団体でセーフガーディングに関連する取組は一切行われておらず、包括的な取組を有しているのは約 1 割に過ぎない。

組織内の仕組みや制度づくりに関し、セーフガーディングからハラスメント防止までの範囲に広げてみると、スタッフやボランティアへのハラスメント防止に関する取組が最も普及していることがわかった。一方、子どもと若者のセーフガーディングに関する指針や行動規範を定めているのは約 2 割という状況であった。さらに、通報相談窓口や問題対応の体制については半数が「ない」、セーフガーディングに関する取組状況の把握方法については 7 割近くが「行っていない」と答えるなど、この取組がなかなか浸透していない状況が浮き彫りになった。そのための費用に関しても、現状ではほとんど支出されておらず、予算化の必要性を認めないか、わからないという回答が目立った。しかし、費用を必要とする場合も、研修や人件費などをはじめ、年間 10 万円未満など、比較的小規模な予算を想定している団体が多く、費用的に大きな足枷となるものではないと考えられる。

今後の取組に向けては、「必要に応じて検討していきたい」消極派と「積極的に取り組みたい」という団体とに二極化される傾向がみられ、かつ前者の方が多い状況である。取組の障害や制約となる決定的な理由は認められなかったが、スタッフに対する理解促進・意識化が取組の優先課題と考える団体は多かった。

以上のことから、本アンケート調査に回答した多くの団体にとって、「セーフガーディング」という言葉を知っているものの、子どもや若者に対する不適切行為や子どもの安全を脅かす問題が自団体において生じうるという認識は薄く、セーフガーディングに関する取組の必要性をあまり認めていないこと、むしろスタッフ間のハラスメント問題の方をより身近な課題と捉えているものと推察される。このように、セーフガーディングに対する取組の動機が十分でないことに加え、具体的な取組のイメージや知見が普及していないことも大きな課題と言える。日本ではこれまでセーフガーディングの取組のための最低基準が示されておらず、この問題に関する議論に接する機会がなければ、当然の帰結といえるかもしれない。

今後必要とするサポート等のうち、「必要な取組基準やその解説書」については本 NGO 研究会の成果品別冊「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」がその期待に応えるものとなったはずである。また、NGO 間の共通の学びの場や情報共有の仕組みを期待する声に対しては、本研究会中に試行してきた研修会等での学びや講師となりうる専門家との人脈を活用することができる。また、本研究会では実現できなかった公開セミナー(3.4 に後述)に代わるものを実施検討する価値があるだろう。各団体の学びを共有する情報プラットフォーム的なものや、専門家によるコンサルテーションのニーズについても、セーフガーディング・ワーキンググループをはじめ、NGO 全体の今後の課題として検討していく必要がある。

2.2 近年の国際的な取組と動向のまとめ

「子どもと若者のセーフガーディング」および、それと関連ある PSEA(H)に関連する文献調査やヒアリング等を行った。これにもとづき、近年の国際的な取組において重要な基準や動向をまとめる。

枠組み、作業内容	• セーフガーディング最低基準ガイド書の作成と並行して、セーフガーディングの基準に関する主要な文書や国際的議論に関する机上調査を行った。 • 2019 年 9 月 5 日に、外務省国際協力局(政策課、民間援助連携室、開発協力企画室)と意見交換を行い、日本政府における本課題についての動きや見解についてのヒアリングを行った。 • 国連機関におけるセーフガーディングの取組状況および事業パートナーへの期待や条件について、机上調査やヒアリングによる情報収集を行った。
----------	--

2.2.1 セーフガーディングや PSEA(H)に関する国際基準

災害や紛争における人道援助の質、および被災者への人道援助システムの説明責任を向上させることを目的に、1998 年にスフィア・プロジェクトにより発行された「**人道憲章と人道対応に関する最低基準**」⁶では、権利保護の原則の第一として「自らの行動の結果として、人々をさらなる危害にさらさないようにすること」が掲げられている。そして、「人道対応に関わる者は、その介入の副作用、特に人々をさらなる危険や権利の侵害にさらすリスクを、回避するか最小化するための手順をとる」ことの必要性が明記されている。セーフガーディングという用語は使われていないものの、子どもの保護やジェンダーに基づいた暴力を、権利保護の重要な対象として想定しており、その予防と対応についての重要な原則が示されている。

子どものセーフガーディングに関連する国際的な基準としては、それを専門とする国際 NGO の Keeping Children Safe が示す民間基準が広く普及している。PSEA(H)については、機関間常設委員会 (Inter-Agency Standing Committee; IASC) や CHS Alliance が策定した最低基準が国際援助の分野では最も広く知られている。しかし、より強固な取組のために、国際的に統一された基準を制定する必要があると、2018 年のセーフガーディング・サミット (2.2.2 参照) においても確認されている。

「子どもと若者のセーフガーディング」または PSEA(H)に関する最低基準を示した各文書について、以下の通り解説する。なお、本研究会の成果品である「子どもと若者のセーフガーディング最低基準ガイド」の制作 (4 参照) においても、これらとの整合性を重視した。

■ The International Child Safeguarding Standards and how to implement them, Keeping Children Safe. (2020) UK

⁶ The Sphere Project. (2018) *Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response*. UK. 1998 年に初版のハンドブックが発行され、その後改定が重ねられている。日本語訳もある。

<https://www.keepingchildrensafe.global/wp/wp-content/uploads/2020/02/KCS-CS-Standards-ENG-200218.pdf>

Keeping Children Safe は、英国に拠点を置く、子どものセーフガーディングの活動に特化した国際的 NGO の団体名称である。2001 年の西アフリカでの子どもへの性的搾取・虐待の問題を契機に設立されて以降、あらゆる組織が活用できる国際的な子どものセーフガーディング基準を開発、推奨している。Keeping Children Safe は、この国際基準を提示するだけでなく、その実践を後押しするための様々なガイドラインや教材開発、研修、助言、団体評価活動も行っている。また、この基準は、国際協力 NGO だけでなく、教育現場やスポーツなど、子どもに関する様々な分野において、最もよく知られている基準と考えられる。

■ **Minimum Operating Standards; protection from sexual exploitation and abuse by own personnel, Inter-Agency Standing Committee. (2016)**

機関間常設委員会 (Inter-Agency Standing Committee; IASC) は、2002 年より PSEA の取組促進を掲げ、人道支援ワーカーに対する PSEA の 6 原則や行動計画を採用した。その後、国連や NGO、IOM、国際赤十字社に関する実態調査を経て、人道支援機関への専門的支援を目的とした PSEA 課題チームを 2012 年に任命している。同年、この取組を制度化していくために、この PSEA 最低運用基準の開発に至った (公開は 2016 年とされている)。

この最低運用基準は、管理・調整、現地地域住民への誓約と支援、予防、対応、の 4 つの柱、8 つの基準からなり、各基準についての指標も示されている。特に子どもや若者に対象を絞ったものではない。

■ **Core Humanitarian Standard, CHS Alliance, Group URB and the Sphere Project. (2014)**

「人道支援の質と説明責任に関する基準 (CHS)」⁷ は、被災した地域社会や人々に対する、道義的で、説明責任のある、質の高い人道支援の必須要素として、2014 年 12 月に公表されている。人道支援組織や個人が行う支援の質と効果の向上のための「9 つのコミットメント」が、質の基準や基本行動、組織の責任とともに示されている。子どものセーフガーディングや PSEA に関連した記述は集約された形ではなく、複数の基準の中に分散されているのを見出すことができる。特に下記の項目がセーフガーディングに該当する内容となっている。

- 基本行動 3.6: 潜在的、あるいは予期せぬ負の影響に対して、迅速かつ適正な手順を踏まえて対応する

⁷ CHS Alliance, Group URB and the Sphere Project. (2014) *Core Humanitarian Standard*

- 組織の責任 5.6: 性的搾取・虐待の防止に対する組織的な誓約など、人道支援スタッフに要求される行動やふるまいを被災した地域社会や人びとが十分に理解している
- 組織の責任 8.7: 行動規範を整備し、スタッフが搾取や虐待を行わないよう、また人々に対して差別を行わないよう、最低限の義務を定める

■ **PSEA Implementation Quick Reference. CHS Alliance. (2017)**

<https://www.chsalliance.org/get-support/resource/psea-implementation-quick-reference-handbook/>

CHS Alliance は、PSEA の促進を目的に、詳細な実践方法についてのハンドブックを発行している。IASC の PSEA 最低運用基準(8 基準)と比較できるよう、8 つの章で構成し、必要とされる制度や推奨すべき具体策、好事例などが紹介され、実務者にとって利用しやすいものとなっている。IASC の基準と類似したカテゴリーに分類されているものの、全く同一の基準とは言えない。

なお、著者の一人は、子どものセーフガーディングの専門家でもあり、**Keeping Children Safe** の子どものセーフガーディング基準の実施ガイドと共通性の高い内容となっている。

2.2.2 国際的合意文書、共同声明

セーフガーディングに関する議論や国際的連携の動きは、ここ 2、3 年加速しており、まだ流動的な部分もある。いくつかの合意文書が発せられているが、特に、日本政府もエンドースした DAC 勧告は、国際開発や人道支援の分野における性的搾取・虐待の防止のために重要な方向性を提示したと言える。セーフガーディングや PSEA(H)に関し、国際的な合意やめざすべき方向性を示した重要文書としては、以下のものが挙げられる。

- **経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待(SEA)・セクシャルハラスメント(SH)の撲滅に関する DAC 勧告—防止・対応に関する主な柱(DAC Recommendation on Ending Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment in Development Co-operation and Humanitarian Assistance: Key Pillars of Prevention and Response)(2019)**

[https://one.oecd.org/document/DCD/DAC\(2019\)31/FINAL/en/pdf](https://one.oecd.org/document/DCD/DAC(2019)31/FINAL/en/pdf)

OECD の DAC は、2018 年 6 月、国際開発協力における性的搾取・虐待を防止することと目的にしたレファレンス・グループ会議を立ち上げた。同年、DAC メンバーとその実施連携団体に対し、開発協力における PSEAH を目的とした現状把握のための詳細調査を行

っている。2019 年 7 月に、上記勧告が採択された。これは、DAC が PSEAH に関して発表した初の国際文書となる。

同勧告では、DAC メンバーか否かを問わず、ドナーや国際支援に携わる関係者の基盤強化を支援するために、国際基準や各国の法令に準拠した包括的な枠組みや方策を提供することを合意し、次の 6 つの柱を打ち出している。

- (1) 政策や行動規範の策定、組織文化の変化促進
- (2) 被害者中心の対応、支援メカニズムの設置
- (3) 組織的な通報・対応体制の整備
- (4) 研修・啓発
- (5) 国際的な調整・協働体制の確保
- (6) モニタリング・評価・報告メカニズムの整備

本勧告に対しては、DAC のジェンダー平等ネットワークが各国の進捗状況のモニタリングを行い、勧告合意の 5 年以内に実施報告と、その後少なくとも 10 年ごとに報告が行われることになっている。

なお、DAC 勧告に至るまでの背景として、近年、以下のような国際合意等がなされてきた。

■ **DAC Tidewater Joint Statement on Combating Sexual Exploitation and Abuse in the Development and Humanitarian Sectors**

<http://www.oecd.org/dac/Tidewater-Joint-Statement-on-Combating-Sexual-Exploitation-and-Abuse.pdf>

二国間援助機関の実務者トップが集まるタイドウォーター会合(2018 年 6 月)にて、開発協力と人道援助分野における性的搾取・虐待に対する国際的関心の高まりを踏まえ、この問題と戦うための共同声明が発表された。

■ **国際支援における性的搾取・虐待からの保護に関するウィスラー宣言**

The Whistler Declaration on Protection from Sexual Exploitation and Abuse in International Assistance

https://www.international.gc.ca/world-monde/assets/pdfs/international_relations-relations_internationales/g7/2018-05-31-whistler-sexual-exploitation-sexuelle-en.pdf

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000390371.pdf> (仮訳)

2018 年 6 月、カナダで開催された G7 の開発大臣会合において、PSEA 課題に対して援助供与国政府も真剣に取り組むことを約束した宣言を発表した。大臣らは、同年 10 月開催のセーフガーディング・サミットに、関連国政府が出席し、この宣言をさらに実行にうつしていくことを約束した。

■ Commitments Made at the Safeguarding Summit 2018.

2018 年 10 月に英国の国際開発省 (DFID) が NGO と合同で、国際機関や各国政府の二国間援助機関の関係者を招いてセーフガーディング・サミットを開催し、PSEAH に関する取組の強化を表明するとともに、被害者やサバイバーの支援の拡充を誓った。これには、各国政府、国際機関、NGO 関係者など 5500 人以上が参加した。その成果文書として、ドナーや、英国 NGO、プライベートセクター、国連など、様々なグループごとにコミットメント文書を発表した。各分野のコミットメントは以下のサイトに公開されている。

<https://www.gov.uk/government/collections/safeguarding-summit-commitments>

このうち、ODA 予算の 90% を占めるドナーによるコミットメント「国際協力における性的搾取・虐待、セクシャル・ハラスメントの問題解決に取り組む合同コミットメント (Commitments made by donors to tackle sexual exploitation and abuse and sexual harassment in the international aid sector)」では、以下の戦略的変革4項目を掲げ、援助セクターにおける長期的・根本的な変化を誓い、日本外務省を含む 22 か国が署名を行った。

- サバイバーへの支援を充実させ、アカウンタビリティを強化する
- 強いリーダーシップにより、取組文化に大きな変革をもたらす
- ミニマム・スタンダード (グローバル・スタンダード) を策定し、その基準に合致させていく
- 事業パートナーの能力強化も含め、ミニマム・スタンダードを満たすよう組織のキャパシティと実施能力を強化する

このほかに、セーフガーディング・サミットでは、「エイド・ワーカー・パスポート」と呼ばれる不正行為に関するインターネット上の履歴照会システムを、英国の NGO と DFID により試行することが発表された。加えて、インターポールによる新たな犯罪履歴照会システムの構築に、DFID が資金協力することになるなどの動きがあった。スタッフやボランティア採用時の国際的な予防取組として、今後日本や海外での活動においてどのような影響があるか注視する必要がある。

2.2.3 日本政府の立場と動き

日本政府は、上述のように、タイドウォーター会合における共同声明やウィスラー宣言に名を連ね、また DAC 勧告をエンドースするなど、PSEAH の取組強化に向けて国際社会と足並みを揃えている。

2018 年のセーフガーディング・サミットには、日本から外務省、JICA、ジャパン・プラットフォームが出席している。上述の「国際協力における性的搾取・虐待、セクシャル・ハラスメントの問題解決に取り組むドナーによる合同コミットメント」にも日本外務省が署名し、本課題を重視

する日本の姿勢を表明している。

こういった日本政府の立場や動きについては、下記の外務省ホームページにおいて随時公開されている。

■ 開発分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント (SEAH : Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment) に係る国際的取組

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page24_000019.html

この他、外務省は、NGO・外務省定期協議会のアジェンダとして、上記に関する取組や進捗状況の報告を行ったり、令和元年度 NGO 研究会のテーマに本事業を採択するなど、NGO におけるセーフガーディングの推進を後押ししている。

2.2.4 国際機関の動向

2017 年 3 月、国連事務総長は、**PSEA 戦略書 (Special Measures for Protection from Sexual Exploitation and Abuse: a new approach)** を発表し、国連において性的搾取・虐待を一切許容しない組織づくりのための方策を明らかにした。この中では、(a)被害者の権利と尊厳の優先、(b)通報と調査の強化と適切な処罰の実行、(c)市民社会や外部パートナーとの連携、(d)教育と説明責任のためのコミュニケーション改善、の 4 本の柱が示され、国連総会に期待されるアクションを明記している。

これ以降、ジェンダー平等と女性エンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) は SEAH ハンドブックを発行、国連人口基金 (UNFPA) は事務総長補佐レベルの PSEA 上級担当官を任命、国連開発計画 (UNDP) は全ての国事務所で包括的行動計画を策定し実行するよう指示するなど、各々の機関ごとに対策が進められている。

本稿においては、子どもへの支援を専門とする国連児童基金 (UNICEF) と、難民への人道支援において NGO との連携も多い国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR) の近年の動向を、以下にまとめる。

UNICEF の動向

多くの国際機関は、PSEAH の枠組み、つまり性的搾取・虐待の防止に年齢を問わず取り組む流れがあるが、UNICEF においては、性的な問題だけに限定せず、子どもの安心・安全をより広く保障するための「子どものセーフガーディング」を打ち出している。近年は以下のような取組が行われており、UNICEF 内部の強化のみならず、パートナー NGO の審査や、ビジネスにおけるセーフガーディングの推進に今後一層注力していくことになっている。⁸

⁸ UNICEF における近年の取組状況については、主に、ユニセフ東京事務所副代表、根本巳欧氏からのヒアリングによる。

- 2016 年に子どものセーフガーディング指針(**Policy on Conduct Promoting the Protection and Safeguarding of Children**)を策定した。

https://www.unicef.org/supply/files/Executive_Directive_06-16_Child_Safeguarding_Policy_-_1_July_2016_Final.pdf

- 2018 年にニューヨーク本部の事務局長室に「子どものセーフガーディング・ユニット」を設置した。
- 2018 年に「Child Safeguarding Tool Kit for Business」を発表し、企業における「子どものセーフガーディング」を積極的にサポートしている。
- 2019 年に「子どものセーフガーディング・フレームワーク」を改定し、NGO パートナーの審査強化などを明記した。2020 年より、国際 NGO については本部レベル、現地 NGO に対しては国レベルでこれに準拠した審査が実施されていく見込みである。NGO パートナーの審査結果は、PSEA 等の観点からリスクが「高、重要、中、低」のランクに判定され、仮にリスクが「高」と判断された場合は、その後の契約停止や直接送金の停止などの措置が取られることになっている。審査結果は、最長 5 年間有効とされ、将来的には他の国連機関とも共有される見通しである。ただし、単なる判定作業に終わらないよう、UNICEF が NGO パートナーの能力開発やアクション・プラン策定などのサポートもすることになっている。

NGO パートナーの審査項目は以下の通りである。

- 1.Organisational Policy
- 2.Organisational Management and HR Systems
3. Mandatory Training
4. Reporting
5. Assistance and Referrals
6. Investigations

UNHCR の動向

UNHCR は 900 以上のパートナー団体に加え、多くの提携業者、様々な利害関係者との活動がなされており、そういった外部関係者に対する取組の義務化を含め、昨今では以下のような取組がなされている。

- 2018 年、PSEA の問題に対処するための上級調整官を任命した。また、副高等弁務官が性的搾取・虐待に関する緊急特別委員会の議長を務め、上級調整官はその直下に配置された。
- 2018 年、「**PSEA の戦略と行動計画**」を公表した。本部および活動地の組織横断チームがこれを担う。
- 2019 年に、PSEA に関する組織内外の評価報告書をまとめた。2019 年半ばまでに、

400 名以上の PSEA 担当官を配置し、事業地および活動運営上の予防や啓発を強化している。一方、これら担当官の育成の必要性や、調査実施能力の改善なども課題として捉えている。

■Evaluative Review of UNHCR’S Policies and Procedures on the Prevention of and Response to Sexual Exploitation and Abuse (2019)

<https://www.unhcr.org/research/evalreports/5d5bb2637/evaluative-review-unhcrs-policies-procedures-prevention-response-sexual.html?query=psea>

- 2019 年、パートナー機関や提携業者に対するガイダンスの改定作業を行い、外部関係者への取組強化と、問題行為に関する通報を促している。パートナー機関との事業契約書の雛形では、難民やその他配慮すべき人々に対する搾取・虐待から守るための様々な措置をパートナーの責任で行うことが記述されており、十分な予防や問題対処がされない場合には契約解除となる。このほか、不正 (misconduct) として想定されるもの、行動規範の遵守、疑念が生じたときの通報義務、問題調査のための最適基準などもこのガイダンスに記されており、現在は草稿第 7 版をウェブ上で見ることができる。

■Guidance for Partnering with UNHCR 7th draft (2019)

<https://www.unhcr.org/events/conferences/5cf8c21c7/guidance-for-partnering-with-unhcr.html?query=psea>

- UNHCR がパートナー団体を選定する際、および契約時に、PSEA の観点から審査するためのチェックリストも現在開発中である。NGO 等が UNHCR のパートナーとして事業契約を結ぶためには、この問題への十分な取組があることが既に明確な必須条件となっている。

2.2.5 二国間援助における取組例

海外の一部の国では、二国間援助におけるセーフガーディングの導入義務化の措置が以前から取り入れられ、さらに近年強化される傾向にある。本稿では、セーフガーディングの実践が進む英国とオーストラリアの先行例を概観し、二国間援助における政府と NGO との連携についての今後の示唆を得ることを試みる。

英国の動向

英国では、国際協力や人道支援活動に限らず、教育、福祉、スポーツ、宗教など多様な分野にて子どもや若者に対するセーフガーディングの取組が広まっており、公的機関も民間においても様々な実践や連携がみられる。

英国政府も以前より NGO に対する子どものセーフガーディング基準を設けるなどしていたが、2018 年に注目されたハイチでの国際 NGO 関係者の問題報道を受け、同年 3 月に 32 の NGO と共同でセーフガーディングの基準を見直すという共同コミットメントを発表した。

さらに同年 10 月には、国際開発省 (DFID) が NGO と合同で、国際機関や各国政府の二国間援助機関の関係者を招いてセーフガーディング・サミットを開催 (2.2.2 参照) し、全世界的なセーフガーディング強化の動きに大きく貢献している。セーフガーディング・サミットでは、IASC による PSEA 最低基準と CHS の人道支援基準 (2.2.1 参照) の 2 つの基準に準拠しつつも、より強固な世界統一基準の創設に言及した。

DFID においては、セーフガーディングに関する基準の改定作業を進め、現在以下のような文書を発表している。DFID 内部だけでなく、国際支援活動に携わる全ての DFID パートナーに対し、その実践のための具体的な方策を求めている。DFID の場合、子どもへの搾取・虐待に特化した子どものセーフガーディングに由来から取り組んでおり、近年は、弱い立場にある大人や、事業の裨益者、さらにはスタッフやボランティアへのハラスメント防止もセーフガーディングの対象として含める動きがある。PSEA の取組は 2018 年になってからである。

■ Enhanced Due Diligence – Safeguarding for External Partner (2018)

<https://www.ukaidmatch.org/wp-content/uploads/2018/07/Enhanced-Due-Diligence-Guide-for-external-partners-June-2018.pdf>

セーフガーディング・サミットで言明した、新しい強化基準づくりのためのガイダンス文書といえる。性的な問題だけに限定せず、あらゆる虐待・搾取およびハラスメントについて扱っており、守られるべき対象範囲は子ども、脆弱な立場の大人、被益者、スタッフ、ボランティアとしている。

ここで示された条件を満たさない場合には、資金契約の一時停止か解除、新規の場合には契約署名の延期もありうると明記されている。また、虐待等に気づいたときの通報に関しては、まず各団体で対応することとし、同書で求められている指針違反が疑われる場合は DFID の窓口へ通報するよう求めている。

■ Guidance: Child Safeguarding Due Diligence: for external partners (2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/dfid-enhanced-due-diligence-safeguarding-for-external-partners/child-safeguarding-due-diligence-for-external-partners>

DFID の外部パートナー向けに示された、子どものセーフガーディングの適性導入ガイダンスであり、2020 年 1 月に改訂されている。このほかにも、保護対象を子どもに限定しないデューデリジェンス文書が複数発表されている。

■ Guidance on Handling Safeguarding Allegations in a Charity

<https://safeguarding.culture.gov.uk/>

英国の市民社会局によるサービスであるが、セーフガーディング違反の疑念があがった

場合にいかに対処すべきか、具体的な事案に沿って、その手順や参考情報をナビゲートするウェブ上のサービスを提供している。

オーストラリアの動向

外務貿易省(DFAT)は子どもへの搾取・虐待を一切許容しない方針を打ち出した「**子どもの保護指針(Child Protection Policy)**」を2018年に改訂している。プロテクションという単語を使っているものの、「子どものセーフガーディング」とほぼ同様のものと捉えられる。DFATが提供する資金によって事業を実施する全てのコントラクターや、NGO、国際協力ボランティアなど、あらゆる組織や個人がこの指針に従うことが求められている。また、そのための具体的な取組のために様々な観点からのガイダンスも公表されている。さらに、何等かの問題を察知した場合の通報窓口をDFAT内に設置し、DFAT関係者やパートナー団体からの全ての報告を義務化している。また地域住民からの通報も同窓口で受け付けている。

■ DFAT Child Protection Policy (2018)

<https://www.dfat.gov.au/international-relations/themes/child-protection/Pages/child-protection.aspx>

3. 活動実施報告：NGO 間の学びの促進

本研究会では、セーフガーディングに関する問題意識を喚起し、予防や早期発見・再発防止に向けた具体的な取組を進めていくための研修やセミナーを複数回開催した。こういった場での人材交流や情報交換により、個々の団体における具体的な施策強化や改善のための議論が活性化されたとともに、日本の NGO が抱える課題についての示唆や、継続的な学びと連携の必要性を再確認することにもなった。

3.1 基礎ワークショップ

子どものセーフガーディング基礎&強化ワークショップ

NGO の活動や運営において、子どものセーフガーディングがなぜ必要なのか、どのように実行するのか等の基礎的事項について、海外の専門家を招き、2 日間にわたって以下のワークショップを実施した。

日時	2019 年 5 月 20 日(月)および 5 月 21 日(火)の 2 日間
会場	聖心女子大学 聖心グローバルプラザ
運営	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
目的	NGO の様々な活動に潜む子どもの安心や安全を脅かすリスクについて学び、また、組織として予防や対応にどのように取り組むべきか、議論や振り返りを通して、参加者が以下の点を達成できるよう目指す。 • 子どものセーフガーディングのための基準と実践について学ぶ。 • 子どものセーフガーディングおよび性的搾取虐待(SEA)に関する昨今の国際的な動きを理解する。 • ドナーとの連携におけるグッドプラクティスや課題を共有する。
ファシリテーター	Vijay Baskar 氏 (Keeping Children Safe の子どものセーフガーディング上級アドバイザー)
参加者	14 団体から 24 名 (NGO にてセーフガーディング推進を担当、または検討中の職員および役員、管理職など)
内容	1. 研修への導入と日本での NGO 研究会の取組紹介 2. 子どもの虐待について 3. 子どもへの性的虐待の実情と積極的支援の重要性 4. 子どものセーフガーディングに関する国際的基準の紹介 5. セーフガーディングの担当者の役割と責任 6. リスク分析と削減計画 7. 通報の抵抗となることの特定制と取組戦略 8. 子どもにとって安全な広報・通信活動

	9. パートナー団体がセーフガーディングに準拠するための支援 10. モニタリングと振り返りの重要性 11. 緊急人道支援におけるセーフガーディングの重要性と対策
主な成果と課題	• Keeping Children Safe が示す国際基準(2.2.1 参照)の理解と、それにそった実践方法について、詳しく学ぶことができた。 • 子どもへの虐待に関する実情や傾向を知ることができた。 • 本研究会において「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」を制作するにあたり、参考となる情報や考え方を整理することができた。 • 本ワークショップ後に、自団体の職員にたいして、そのエッセンスを共有し、取組の活性化に努めたという報告もあった。 • 参加者の大半が女性となり、参加者の男女比が大きく偏った。



3.2 テーマ別研修

セーフガーディングの実施に際して特に重要かつ複雑な課題を深く掘り下げ、担当者および管理職の実務に資するよう、以下の 2 つのテーマ別研修を開催した。

テーマ別研修1回目

開催日時	2019 年 11 月 7 日(木) 13:00—16:00
会場	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン会議室
合同運営	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、国際協力 NGO センター (JANIC)
テーマ	職員やボランティア等の募集・採用にあたり、子ども・若者の安全を高めるために講じるべき手立てについて、日本の法的・慣習的な観点から考える。
目的	昨年度からセーフガーディングの会合やイベントに参加している NGO を中心に、下記テーマに関して法律的観点から理解を得る。セーフガーディングに関する諸課題の中から、人材採用にあたっての強化を、日本の法律や慣習との関係性から議論し学ぶ機会とする。
目標	・セーフガーディングに関連して重要視されている人材採用や処遇をめぐる課題について整理・共有すること ・各 NGO が下記テーマに関して法律的観点からの理解を得ること ・各団体内で人材募集・採用手続き等を強化する契機となること ・NGO 間または国際協力セクターにおいて、合法的で効果的な連携の視点・可能性についての意見交換をする
講師	樽本 哲氏（樽本弁護士事務所 弁護士）
対象者	ワーキング・グループおよび過去の勉強会等の参加 NGO で人事管理を担う職員、もしくはセーフガーディングに関する業務を担う職員
参加人数	18 名
内容	・人材募集や採用手続きに関し、セーフガーディング最低基準で求められていることの確認 ・海外におけるエイド・ワーカー・パスポートや、インターポールとの連携の動きについての紹介 ・本テーマに関する各団体の取組と課題の共有 ・人材採用にあたっての国際的な基準を、日本の法令に沿って実施する場合の限界と留意点について、弁護士による解説 ・セーフガーディングに抵触する事案対応の紹介
主な成果と課題	・日本では個人情報保護法が大きな壁となり、国際的に期待されている CS リクルート事項の実施は難しいことが多い現状を確認した。 ・セーフガーディングの基準で求められているリクルート時の手順について、法令に沿った範囲でどのような留意が必要となるかを確認することが

	できた。 過去に罪を犯した人物の更生や人権に留意しながら、NGO が安全で安心な子ども若者支援を行うことの意義と難しさについて意見を交わすことができた。
--	---



テーマ別研修2回目

開催日時	2020 年 1 月 21 日 (火) 14:00－17:00
会場	オアシス神田セミナールーム
合同運営	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、国際協力 NGO センター
テーマ	子どもの性的被害に関する現状とその影響を知り、団体としての予防・対応にあたっての心得を学ぶ。
目的	すでにセーフガーディングに取り組んでいる、もしくは高い関心を持っている NGO 関係者を主対象とし、セーフガーディングに関する諸課題の中から、特に子どもの性的被害についての正しい知識と、団体の取組にあたっての留意事項を学ぶ機会とする。また、セーフガーディングを推進するにあたり、他業種における専門家との人脈づくりを試みる。
目標	- 子どもの性的被害に関する実情と影響についての正しい知識を学ぶ。 - 各団体がセーフガーディングに取り組むにあたり、二次被害を生まないよう、被害者・サバイバーとどのように接するべきかの留意事項を学ぶ。 - 相談窓口担当者がとくに配慮すべきこと、今後継続的に学ぶべきことの視点を得る。

	• 万一、被害が発生した時に適切に対応できるよう、外部のサポート体制や、有益な資料、人材についての情報を得る。
講師	野坂祐子氏（大阪大学大学院人間科学研究科 准教授）
対象者	セーフガーディング・ワーキンググループおよび過去の勉強会等の参加者等で、各団体のセーフガーディング推進を担う者
参加人数	25 名
内容	• 子どもへの性暴力被害についての理解 • 性暴力の巧妙さとサイバー性犯罪の特徴 • 性行動のルールと境界線 • 被害のサイン • トラウマ・インフォームド・ケア • 周囲への影響と、支援者自身の安全・安心 • 今後の学びのための資料・ネットワーク紹介
主な成果と課題	• 子どもの性被害に詳しい専門家から、その問題の背景と実情、周囲の人々が意識し配慮すべきことを学ぶことができた。 • 子どもの性被害の予防を公衆衛生の観点や、人と人との境界線からとらえる考え方や、トラウマ・インフォームド・ケアという新しいアプローチを学ぶことができ、非常に高評価の研修となった。



3.3 関西プレ・セミナー

関西地方の主要な NGO に呼びかけ、下記のとおり、「子どもと若者のセーフガーディング関西プレ・セミナー」を開催した。

開催日時	2019 年 7 月 22 日(月) 15:00—17:00
会場	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン大阪事務所
運営	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
目的	子どものセーフガーディングについての相互研鑽のために、関西地方を拠点とする NGO を中心とした連携を始動する。NGO 活動に潜む子どもの安心や安全を脅かすリスクについての理解を促し、関西における取組普及についての期待や課題について整理するとともに、公開セミナーに向けての意見交換と協力打診を行う。
ファシリテーター	高井明子 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 事務局次長) 金谷直子 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どものセーフガーディング担当)
参加者	12 名 (6 団体) セーフガーディングの制度導入を検討している団体スタッフや、関西での取組普及や相互研鑽の場づくりに関心を持つ個人
内容	• セーフガーディングの概要と取組の意義、国際的な背景と動向 • NGO 研究会の活動と今後の計画説明 • 関西公開セミナーについての企画提案、意見交換と合意形成 • 関西での取組にあたっての期待と課題の整理
主な成果と課題	• セーフガーディングの概要と海外の動向と国内の取組について紹介し、関西における普及の期待と課題について議論した。 • 関西の NGO 間においてセーフガーディングに関する集まりはおそらく初めてとみられ、なじみが少ないことがわかった。関西 NGO 協議会の加盟団体には子ども支援団体が最も多いが、わかりやすく伝えていく必要がある。 • 首都圏とは異なる地方都市の事情を踏まえ、より実情的なもの、具体的事例からの学びを期待する声が多い。必要な費用をいかに捻出するかについても検討が必要である。 • 多くの NGO に普及していくためには、関西 NGO 協議会などキーとなる団体の理解と協力を得ることが重要である。



3.4 公開セミナー

NGO 関係者にセーフガーディングの理解とミニマム・スタンダードの導入を動機づけるため、首都圏と関西で各 1 回、公開セミナーの開催を予定していた。しかし、首都圏での開催については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、約 10 日前に開催中止を決定した。そのため、以下のとおり、関西のみの開催となったが、NGO 研究会の活動で得られた情報の共有や、本事業の成果品の一つとなる最低基準ガイドを紹介し、各団体の優先課題や取組計画策定を促す機会となった。

関西での公開セミナー

開催日時	2020 年 1 月 28 日(火) 13:30—18:30
会場	大阪大谷大学ハルカスキャンパス
合同運営	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、国際子ども権利センター
協力	関西 NGO 協議会
目的	• 子どものセーフガーディングの背景・目的・取組の概要についての知識・関心を広げる • ミニマム・スタンダード策定の動きについて知識を獲得する • 実際のミニマム・スタンダード導入にむけて、同種の取組を行う諸団体との交流をつうじて動機づけを行なう
登壇者	甲斐田万智子氏（シーライツ 代表理事、文京学院大学 教員） 重松和枝氏（CAP センター・JAPAN 事務局次長） 細井なな氏（チャイルド・ファンド・ジャパン 支援事業部リーダー） 岡島克樹氏（シーライツ 副代表理事、大阪大谷大学教授） 金谷直子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン セーフガーディング担当）
対象者	国内外で子どもの支援を行う団体 子どものセーフガーディングに関心をもつ研究者・院生・元 JOCV 等
参加者	国際協力分野、および国内で活動する NPO 関係者など 29 名
内容	• セーフガーディングの取組とミニマム・スタンダードの解説 • 子どもへの暴力とセーフガーディングの重要性 • ヒヤリ・ハット事例の共有 • 一 NGO における指針・手続き整備の取組事例紹介
主な成果と課題	• 子どものセーフガーディングの背景や目的を伝え、新たに制作されたセーフガーディングの最低基準ガイドを発表、配布した。 • 国際協力や国内の子ども支援の現場でおこる加害事例と、それをめぐる国際議論について知ることができた。 • 日々の活動において経験したヒヤリ・ハット事例についてグループ・ワーク

	形式で議論し、子どもとの好ましい関わりなのか、不適切なのかを迷うグレーゾーンについて理解を深めた。 • 子どものセーフガーディングの制度導入強化に取り組んだ NGO 担当者からの経験と学びの共有を行い、参加者がより身近に感じる機会をもつことができた。 • 今後、関西のネットワークや自団体において取り組むべきことの意見交換を行った。
--	--



首都圏での公開セミナー

2020年2月27日に、聖心女子大学の会場にて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の懸念を受けて、開催中止とした。

3.5 NGO 間の合同研修等で得られた主な成果と課題

上記のような NGO 間の合同学びの場や公開型のセミナーに対しては、いずれも参加者から高い評価を得ることができた。とりわけ、次のような成果と課題をえることができたと言える。

- セーフガーディングに関する基礎的な理解やその必要性については、一定の理解が得られ、子どもや若者の支援に関わる団体にとっては非常に重要な課題であることの認識が進んだ。
- ただし、参加者レベルの意識づけから団体での実践へとはずぐに直結しない場合もあり、啓発だけで終わらない仕組みを検討する必要がある。
- 取り組むべき範囲の広さやそれに要する時間と人的な資源から、セーフガーディングの取組はハードルが高いと感じる団体は少なくない。特に小規模な団体にとっては、戸惑う声も少なくない。取組導入にあたって、効率的な外部サポートなどが望まれる。
- 公開セミナーでは、国内の子どもや若者支援の活動を行う NPO やボランティア団体の参加も多く、本テーマへの関心が非常に高かった。継続的なセミナー開催や情報共有を求める声も複数あった。このテーマに取り組む場合には、国際協力分野に限らず、国内の子ども支援団体等とともに連携することで効果が期待できる。
- 関西での開催時には沖縄からの参加者もあり、セーフガーディングへの高い関心があることを確認する一方、これまでの都内を中心とした取組だけでは活動の広がりに限界があり、より広域の NGO ネットワークとの連携を検討する必要性がある。
- 外部講師の人選と日程調整に苦慮することが多かったが、結果として異業種の専門家から得た知見や助言の質は非常に有益で、参加者からも大変高い評価を得ることができた。NGO の人材だけでは得られない専門性や経験から、多くを得ることができた。
- 参加者については女性が多くなる傾向がみられた。本来セーフガーディングは、性別を問わず全ての人々が取り組むべきことであるため、ジェンダー・バランスが偏らないような声掛けや配慮が求められる。

4. 活動実施報告：最低基準の理解と実践のためのガイドの制作

JANIC の有志団体によって 2019 年 1 月に起案された「子どもと若者のセーフガーディングのための最低基準」を最終化し(資料 1 参照)、国内の NGO がセーフガーディングを導入・実践していくためのガイド冊子を、以下の 5 団体の共著として作成した。文書名称は「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」とした。上記公開セミナーをはじめ、今後も本課題に関連した研修会やシンポジウム、ネットワーク会合などで配布し、多くの NGO にセーフガーディングの実施・強化を促すためのガイドとして今後も広く利用していく。

本ガイドは本研究会の成果品の一つとなり、別冊として発行している。

PDF は下記サイトからのダウンロードが可能であるほか、制作に携わった団体のホームページ上でも紹介している。

<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=3146>

「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」概要

合同制作の体制と役割	本ガイドは JANIC の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」に属する以下のメンバーにより共同作成した。 企画編集： ACE 成田由香子 ワールド・ビジョン・ジャパン 佐々木貴代、池内千草 執筆： チャイルド・ファンド・ジャパン 細井なな プラン・インターナショナル・ジャパン 中島玖 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 金谷直子 レイアウト編集： セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 太田しのぶ、和田優紀
構成	- 子どもたちの声 - 発行によせて - ことばの定義 - 本ガイドの制作にあたって - 背景と課題 - 最低基準の考え方 - 最低基準一覧表 - 最低基準の項目解説 - よくある質問 - あとがき - 巻末資料

5. 考察と提言

これまで見たように、子どもと若者のセーフガーディングは、PSEA(H)に関する動きとともにその必要性が繰り返し指摘され、ここ 2, 3 年は国際的な動きが特に加速されている。OECD の DAC による「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関する DAC 勧告」の採択にあたっては日本政府もエンドースするなど重要な役割を果たしている(2.2.2～2.2.3 参照)。また、国連では全ての機関における取組強化のための具体的方策を明らかにし、事業実施の契約相手に対してもセーフガーディングの取組条件を見直す動きが既に進行している(2.2.4 参照)。今後、NGO がそういった二国間援助を受託したり、国際機関と契約して事業を行ったりする場合には、セーフガーディングの実践は必須事項となるものと考えられる。

一方、子どものセーフガーディングに関連する国際的な基準としては、それを専門とする国際 NGO の Keeping Children Safe が示す民間基準が広く普及している。しかし、役職員の採用時手続きなど、日本の法令上、そのままの実施が難しい内容もあることに留意しなければならない。PSEA(H)については、IASC や CHS Alliance が策定した基準の他、様々な機関から、様々な次元の基準や声明、ガイダンス文書などが発表されている。このような状況を受けて、国際的に統一された基準を制定し、それに準拠していくことの必要性が、2018 年のセーフガーディング・サミットにおいて合意されている。

また、子どもと若者のセーフガーディングは、PSEA(H)と共通する部分が多く切り離せない(1.2 参照)がゆえに、誤解や混乱を招きやすいことを意識する必要もある。今後も、PSEA(H)に関する動向に注意を向けながら、効果的な提携を図っていくことが大切である。

国際的な取組議論が進む一方で、日本の NGO において、子どもと若者のセーフガーディングに関する課題認識が十分に浸透しているとは言い難い現状が明らかになった。過半数の団体でこれに関する一切の取組が行われていないことなどが、本研究会のアンケート調査(2.1 参照)においても確認された。自団体において子どもや若者の権利を脅かすような問題が起こる可能性をあまり想定していないことや、具体的にどのような取組が必要とされているのかの知見がないことも明らかになった。この取組の必要性に立ち返った課題意識を醸成する議論や、必要とされている基準や具体方策についての啓発を急ぐ必要がある。また、NGO ネットワーク全体でのアプローチを考えたときには、専門分野やバックグラウンドの異なる様々な NGO に対して一定の底上げを狙いつつも、積極的に取り組む意思や危機感をもつ団体を中心に先行的に取り組む、その経験から知見を積み上げて段階的に広げていくことも一つの戦略となりうるかもしれない。

今後に向けた課題と提言

本研究会活動の取組を通じて、日本の NGO における今後のセーフガーディングの取組の普及と推進のために、以下のような課題と提言が得られた。

提言 1: 国際的勧告や基準を踏まえ、子どもと若者のセーフガーディングの取組を優先付けるための啓発に注力する必要がある

セーフガーディングに関連して度々取り上げられる子どもへの虐待や搾取、危険に対する問題については、自らの組織内や、その活動の延長線上で起こりうるとは想定していない傾向があり、取組の動機づけも不十分と言わざるを得ない。今後についても消極的な関心しか示さない団体が過半数という現状である。

したがって、この問題解決に向けた国際的なコミットメントや DAC 勧告などを、国内で広く周知、啓発すべき段階にあると言える。その際、現に国際人道支援等の現場にて深刻な問題が繰り返し生じている現状を NGO ネットワーク間で正しくかつ冷静に共有し、国際協力や人道支援活動などに携わる NGO 等の存在意義に立ち返って、個々の団体、およびネットワーク全体での取組の必要性を強く勧奨することが欠かせない。援助の場に存在する富と力の格差や、搾取・虐待を生みやすい援助構造、あるいは被害や加害の傾向、予防や通報における人々の役割と責任について伝えながら、組織の責任としていかに取り組む必要があるかの気づきを促すことが重要である。

また、セーフガーディングは、個々人の倫理意識や言動の問題として留めるものではなく、組織の中にきちんと制度として定着させ、強化改善を重ねていくべきものである。したがって、この普及には、組織決定の影響を持つ幹部や役員への啓発を優先し、個々の組織において取組同意を取り付けられるよう、必要な情報提供と動機付けを行うことが欠かせない。セーフガーディングの普及のためには、幹部役職員への働きかけと並行し、組織内の制度づくりや普及を直接担う担当者に対する具体的な研修機会や助言を提供するなど、異なる立場へのアプローチを同時に行うことが効果的と考えられる。

提言 2: NGO ネットワークにおいて、効率的で効果的な連携と主導力が望まれる

この取組を各団体の自主性に任せるだけでは、その実践を広く着実に広げていくことは期待しがたい。国際協力活動に携わる全ての組織と個人がその役割を果たすよう、NGO ネットワークが自らそのイニシアティブをとることが、非常に有益であるだろう。英国の国際開発ネットワークである Bond や、オーストラリアの NGO と国際開発のネットワーク ACFID (Australian Council for International Development) などは、その加盟団体や政府などとも調整機能を果たしながら、これらの取組を率先する役割を果たしている。海外のネットワーク組織の試みを参考に、日本により適した取組方法を検討し、その推進の旗振り役をネットワーク組織に期待したい。

例えば、DAC 勧告が今後の実施報告を集約する予定の 2024 年を一つの目途に、それまでの到達目標を立て、その戦略と実施計画を練って、一定の賛同プロセスを経ていくことができれば、より大きな推進力を生むことが期待できるのではないだろうか。

加えて、日本国内においては、この分野の専門家が少なく、セーフガーディングの知見や

経験は一部の団体に限られているため、新たにこれに取り組もうとする団体が、すでに実践経験の豊富な団体から効果的に学びあえるような仕組みが求められる。海外の専門家を招いた合同研修のようなものを開催することも効率的と考えられる。

NGO ネットワークへの期待の一つとして、知見を集約したセーフガーディングに関する情報プラットフォームのようなサイトの立ち上げがあげられる。様々な団体の指針や行動規範の見本とテンプレート、オンライン教材(提言 5 を参照)、研修や勉強会の開催情報が集約されたウェブ上の情報サイトを作り、ネットワーク加盟団体が自由に活用できるようになれば、セーフガーディングの普及に大きく貢献するだろう。

また、本研究会においては、首都圏での活動が中心となり、関西地域においても非常に限定的な取組にとどまった。今後、全国の NGO に同取組を普及していくためには、各地方のネットワークや、子どもの権利分野のネットワークなどに、この課題に関する問題意識の共有と実践普及のための調整役の役割も期待したい。

提言 3: 国際機関や二国間連携、および民間の助成団体等との連携により、組織の実施体制と能力強化を加速させる

セーフガーディングの先駆的な取組が進んでいる英国や豪州などでは、NGO 等が政府などの公的機関の資金を得て国際協力や人道支援事業を行う場合に、セーフガーディングについての取組制度を有することが一定の条件となっている。国連機関においてもそのような審査の動きが既に進行しており、国連の各機関と提携して事業を行おうとするパートナー組織においては、セーフガーディングの制度確立と維持はますます必須と見られ、その情報にアンテナを張っておく必要がある。しかし、資金提供の際に、単に一方的な契約条件として示されるのではなく、セーフガーディングを実施していくための技術支援や必要予算についても同時に検討されている。既に公開されているこれらのガイダンス文書などには、これからセーフガーディングに取り組もうとする団体が導入すべき具体策や助言も豊富に含まれている。外国の二国間援助や国連との契約などを想定している NGO はもちろん、そうでない場合も、本稿 2.2.4 や 2.2.5 で紹介したパートナー団体向けのガイダンス文書などを参照することで、自団体で取り組むべきアクションを導き出すことができる。

さらに、公的か民間かを問わず、助成金や資金提供機能を持つ組織が、その団体選定や資金提供のための一定基準として、セーフガーディングに関する取組体制の有無やリスクの高低を審査基準の一つとして取り入れることができれば、この活動の大きな前進に貢献するだろう。そういった基準づくりのために、外国政府や国際機関がパートナー団体に課しているセーフガーディングの条件を参考にすることができる。もちろんその際には、この問題に対する客観的な現状認識と、資金提供先となる NGO などの基盤強化のために必要な後押しを十分に検討することが大切である。

提言 4: 日本の NGO が置かれた状況や限界を踏まえて真に機能する取組のためには、異

業種連携を図ることが有効である

セーフガーディングは比較的新しい取組として、海外でも様々に試行錯誤しながら、検証を重ねて実践化がされてきた。しかし、日本ではそのまま適用できない課題もある。特に役職員やボランティアの採用時に、過去の犯罪履歴を照合したり、以前の職場への人物評価の問い合わせを行うことなどは、国際的には強く推奨されているものの、日本の法令に抵触しかねない問題をはらんでいる。本研究会においても、この件に関して弁護士を招いた勉強会を開催するなどしてきた。海外での基準や慣例をそのまま拙速に日本で導入することは、時に法令違反となったり、思わぬ人権侵害に発展する可能性もある。また別の課題として、子どもへの加害行為が訴えられた場合に、法人の顧問弁護士がクライアントである法人の利益を優先するがために、子どもの権利を軽視することにならないよう、人権弁護士らとの対話も望まれる。

法律家や、子どもの安心安全に関する専門家、事故や被害後の心身のケアにあたる専門家や相談ホットラインなど、個別具体の助言を求め連携を深めることで、より日本の実情にあった制度にしていくことが可能である。また、ホテル、旅行会社、医療機関など、移動や活動の際に連携する業者や団体に理解を求め協力を要請することも必要とある。

また、国際協力分野だけでなく、国内の子ども支援に取り組む NPO などと、知見を共有しながら合同研修などを行うことは、双方にとっても得るものが大変大きいと思われる。本研究会においても、公開セミナーなどでは、国内課題に取り組む団体や個人からの申し込みも少なかつた。日本の子ども支援の現場では、セーフガーディングのように包括的な基準が示されたものが普及されておらず、本研究会の成果品となる「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」をぜひ入手したいという要望が、国内の子ども支援団体などからも度々あった。彼らにとって国際的なセーフガーディングの枠組みを知り実践例をとりいれたいというニーズがあると思われる。一方、子ども食堂やキャンプ活動、少年スポーツなど、日々子どもや若者と接している団体の中には、被害防止に対する危機意識が非常に高いところがあり、実践上の工夫や好事例から学べるものが多い。国内の NPO や保育などと他業種との連携や交流は、双方にとって得るものが大きいと思われる。

提言 5: 最低基準の周知と、具体的な取組のための知見・情報共有や助言の仕組みが望まれる

本研究会において、「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」を制作したが、これを広く周知し、より具体的な実践を後押しするための補助教材や啓発ツールなどを開発できると良いであろう。セーフガーディング指針や行動規範のテンプレート開発があれば、新たに取り組みたい団体にとって導入が効率的になるであろうし、研修用モジュールや研修用教材パッケージの開発も望まれる。地方の団体や、海外事務所の駐在員などの理解を促すためには、オンライン研修やオンライン教材なども有効と思われる。問題が生じた際の調査や対応については、非常に専門的な技能と冷静な判断が必要であるため海外からの専門家を招いた研修なども今後検討すると良いだろう。

また、実践にあたっての、コンサルティングや助言の仕組みも必要である。セーフガーディングを導入しようとする団体や、その担当者に対する助言ができる体制があると望ましい。NGO ネットワークの中にそのような機能を置くことが一つの解決策かもしれない。また、NGO 相談員制度などの制度利用も検討の価値がある。NGO の多くは限られた予算と人材で運営しており、セーフガーディングのような組織基盤の充実を優先することにハードルが高いという声もある。小規模な団体も利用・導入しやすい仕組みや教材を開発することや、合同の研修や勉強会の機会を持つことが望まれる。特に、本研究会では首都圏での公開セミナーがやむなく開催中止となってしまったが、それに代わる活動を近いうちに実現することが望まれる。

6. 資料集

資 料 一 覧

資料 1: 子どもと若者のセーフガーディング最低基準一覧表

資料 2: NGO 実態調査アンケート集計結果

資料 3: 基礎ワークショップ 研修アジェンダ

資料 4: 関西公開セミナー 開催スケジュール

資料 1: 子どもと若者のセーフガーディング最低基準一覧表

カテゴリー	NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	
指針	1	子どもと若者のセーフガーディングのための組織的予防や対応に関する指針が策定されている	1-1	セーフガーディング指針が、子どもや若者を虐待・搾取や危険から守り得る適切な内容である。
			1-2	組織の意思決定部門によって指針が承認され、全ての役職員や関係者に適用されている。
			1-3	指針が適切な方法で発行され、広く周知、配布されている。
			1-4	パートナー団体や、子どもや若者、支援対象地に指針が周知・奨励され、その具体例が示せる。
			1-5	地域性を考慮し、指針が現地語に翻訳されている。
	2	子どもや若者への適切・不適切な接し方の見極め方についての手引きとなる文書がある	2-1	役職員や関係者に求められる言動や姿勢についての行動規範がある。
管理・手続き	3	子どもと若者のセーフガーディングの対策が、実務的な手続きや制度に組み込まれている	3-1	指針を実施するための、管理職の具体的な役割と監督責任が明らかにされている。
			3-2	戦略書、予算策定、人材雇用、事業管理、調達、パートナー契約、団体運営などの諸手続きに子どもと若者のセーフガーディングの要素が組み込まれている。
	4	子どもと若者のセーフガーディングのリスク分析と軽減策がある	4-1	リスクの分析と軽減が行われ、リスク対応策一覧表などの記録がある。
			4-2	広報活動やコミュニケーション媒体の使用による子どもや若者への影響が事前に、検討されている。
			4-3	広報活動における画像や事例掲載についてのルールやガイドラインがある。
	5	セーフガーディングに反する問題や懸念があった際に、相談・通報を受け対応する手続きが明確になっている	5-1	セーフガーディングの通報制度に関するガイドラインがある。
			5-2	組織内やパートナー団体との報告について、手順を示したフローチャートがある。
			5-3	法的機関、社会福祉機関、子どもや若者の保護機関など、外部の相談機関や連絡先について情報がまとめられている。

カテゴリー	NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	
人材管理と育成	6	人材募集手続きに子どもと若者のセーフガーディングの観点が適切に盛り込まれている	6-1	求人要項に子どもと若者のセーフガーディング対策の内容が含まれている。
			6-2	採用時に、子どもや若者への責任を果たすための適性を複数の手段で審査し、セーフガーディングの取組に対する理解や合意を確認している。
	7	役職員や関係者の役割や責任が明確化され、またその履行を推進する体制がある	7-1	就業規則や労働契約書（雇用契約書）等に子どもと若者のセーフガーディング遵守の義務が明記されている。または別途、遵守誓約書を交わしている。
			7-2	担当者とその業務内容が明確にされ、管理職がその遂行を支援している。
	8	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディングに関する研修を受け、各人の役割と責任を理解している	8-1	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディング指針と行動規範の内容を理解している。
			8-2	役職員や関係者は、懸念を感じた際の通報義務とその連絡先を知っている。
			8-3	研修計画、研修出席者記録、研修評価の記録がある。
パートナー団体・外部資源	9	パートナー団体や支援対象地域、そして子どもや若者自身が、子どもと若者のセーフガーディングについて理解をしている	9-1	パートナー団体選定要件に、子どもと若者のセーフガーディングの見地が含まれている。
			9-2	パートナー団体との合意書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する責任事項が明記され、実践されている。
			9-3	パートナー団体と交わす事業計画書・予算書・報告書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する記述がある。
			9-4	子どもや若者からの相談・通報を受けるための制度・仕組みがある。
			9-5	子どもや若者が、セーフガーディングについての説明を受け、相談や通報の手段を知っている。
説明責任	10	子どもと若者のセーフガーディング対策について、定期的なモニタリングや見直しを行い、実践から得た学びを反映している	10-1	進捗管理や取組見直しのためのチェックリストがある。
			10-2	セーフガーディングの取組状況が定期的にモニタリングされ、その記録が残されている。
			10-3	実践と経験から教訓を導き、再発防止や施策強化が行われている。
	11	情報保護に留意しつつ、しかるべき関係機関への報告と記録管理が行われている	11-1	事案対応の進捗、結果、教訓が主な関係者に報告されている（外部機関への連絡も含む）。
			11-2	相談を含む全案件についての正確な記録と、アクセス制限などの情報管理がなされている。

子どもと若者のセーフガーディングに関する NGO 実態調査 アンケート集計結果

(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC)

昨年、国際協力の場合において、援助従事者による被災者等への不適切行為や、団体による管理対応のあり方を疑問視する国際報道が相次いだのはご存知でしょうか。人々の権利保障や社会問題の解決に尽力すべき NGO の活動の影で、人々の尊厳を踏みにじる行為、特に子どもや若者などの社会的弱者に対する虐待や搾取は決して許されるものではありません。支援活動における性的搾取・虐待やの予防と具体的方策についての国際的な議論が活性化している中、日本でも JANIC の有志団体によるワーキング・グループを立ち上げ、子どもと若者のセーフガーディングのための基準と具体策づくりのための取組をはじめました。

「セーフガーディング」の定義については下欄をご覧ください。従来多くの NGO が注力してきたような、家庭や地域に働きかける子どもの保護の取組とは異なり、自団体の活動や援助従事者によるあらゆる形態の暴力や搾取などの不適切行為、そして配慮不足などから子どもや若者を守ることに焦点を当てたものです。また今年 4 月からは外務省の NGO 研究会の枠組みでこの課題への取組を加速させていくこととなりました。その一環として、本調査は、この課題に関する日本の NGO の関心のありようや取り組み実情を把握するとともに、今後の取り組みのために有用な意見や課題を集約することを目的としています。

＜アンケート詳細＞

◆対象者：全国の NGO や助成団体（特に JANIC 会員）の代表者、事務局責任者

◆回答〆切：2019 年 10 月 23 日

◆回答方法：・1 団体 1 回答 ・回答者情報記入なし

◆実施団体：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（外務省
NGO 研究会「日本の国際協力 NGO における「セーフガーディ
ング」の取組促進のための提言とガイドラインの作成」受諾団体）

協力：(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC)

問い合わせ：JANIC 山田・SCJ 金谷 メール：sc_survey@janic.org

～子どもと若者のセーフガーディング(Child Safeguarding)とは～

子どものセーフガーディングとは、団体のスタッフによって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり危険や虐待のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと、と定義されています(Keeping Children Safe 参照※1)。

JANIC のワーキンググループでは、この対象を子どもから若者にも広げることになりました。また、ここでいう虐待とは、家庭内で起きる虐待ではなく、事業やスタッフ・ボランティア等によって、主に事業の被益者に対してもたらす、あらゆるレベルの不適切な言動を指します。性的搾取・虐待は言うまでもなく、体罰や暴言、差別、ネグレクトなども含み、故意か過失かは問いません。リスク削減や安全な事業設計から、人材採用、スタッフへの啓発、通報制度、疑念案件調査や人事処遇、再発防止までの幅広い要素からなり、包括的な取り組みが必要とされています。

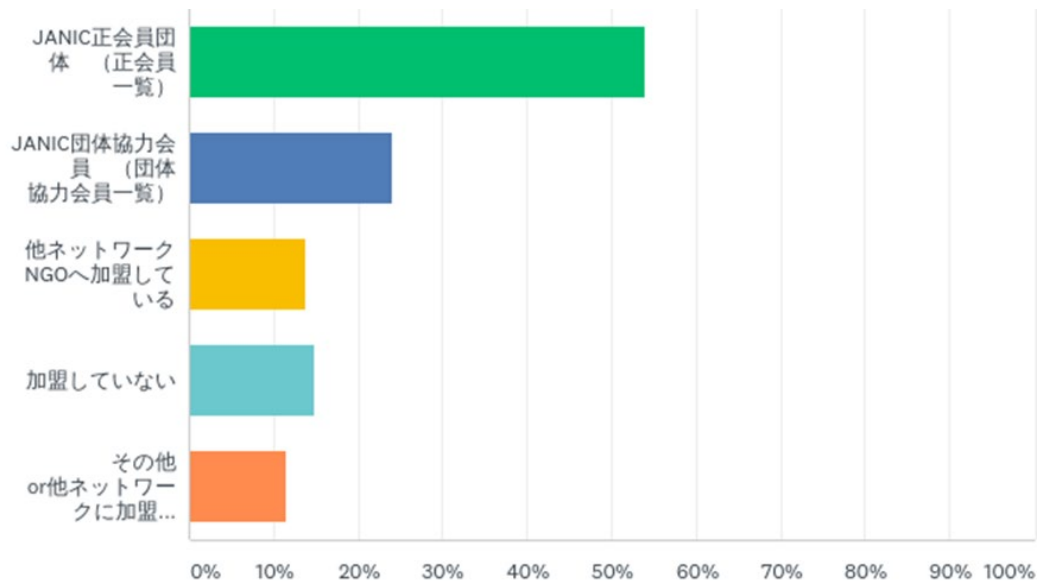
※1. Keeping Children Safe は、セーフガーディングの活動に特化した国際的な専門 NGO の団体名称です。

【子どもと若者の定義】

子ども：18 歳未満の全ての人（子どもの権利条約参照） 若者：15 から 24 歳までの年齢層グループ（国際連合参照）

Q1. 貴法人において、以下のネットワークに加盟しているものがあれば、全て選択ください。

回答数：87 スキップ数：0



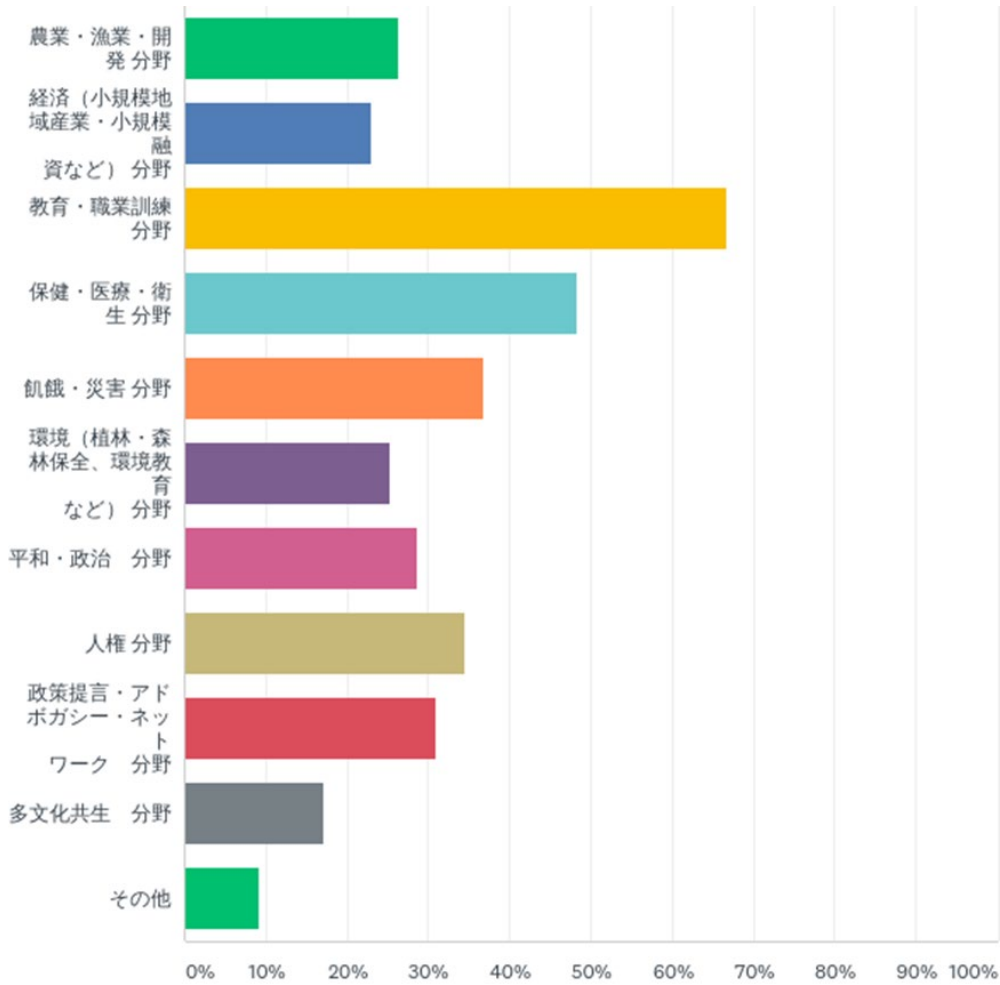
ANSWER CHOICES	RESPONSES
JANIC正会員団体 (正会員一覧)	54.02% 47
JANIC団体協力会員 (団体協力会員一覧)	24.14% 21
他ネットワーク NGOへ加盟している	13.79% 12
加盟していない	14.94% 13
その他 or他ネットワークに加盟している方は、組織名を記入ください	11.49% 10
Total Respondents: 87	

その他

JaNNIS, カンボジア市民フォーラム、AIDA(パレスチナ) ,ACBAR (アフガン)
シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、グローバル連帯税フォーラム、NGO 労働組合国際協働オーラム
名古屋 NGO センター
障害分野 NGO 連絡会、関西 NGO 協議会、カンボジア市民フォーラム、公益法人 NGO 連絡会など
新公益連盟、CL-net
JPF、子どもの権利フォーラム、関西 NGO 協議会、JANISS 等
日比 NGO ネットワーク、NGO 外務省連携推進委員会
JaNISS
NGO 福岡ネットワーク

Q2. 貴法人において、該当する活動分野を全て選んでください。

回答数：87 スキップ数：0



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
農業・漁業・開発 分野	26.44%	23
経済（小規模地域産業・小規模融資など） 分野	22.99%	20
教育・職業訓練 分野	66.67%	58
保健・医療・衛生 分野	48.28%	42
飢餓・災害 分野	36.78%	32
環境（植林・森林保全、環境教育など） 分野	25.29%	22
平和・政治 分野	28.74%	25
人権 分野	34.48%	30
政策提言・アドボガシー・ネットワーク 分野	31.03%	27
多文化共生 分野	17.24%	15
その他	9.20%	8
Total Respondents: 87		

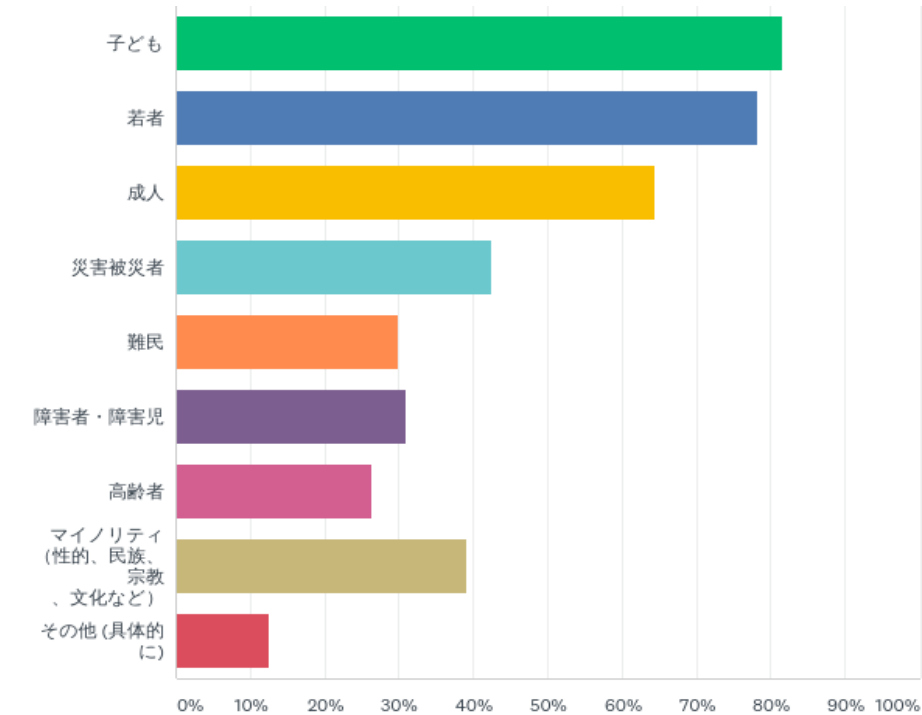
その他

障がい者就労支援

NGO 中間支援
適正技術
生活向上
青年育成
国際協力
大学生のボランティア活動促進
ジェンダー

Q3. 貴法人の支援対象者について、該当するものを全て選んでください。

回答数：87 スキップ数：0



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
子ども	81.61%	71
若者	78.16%	68
成人	64.37%	56
災害被災者	42.53%	37
難民	29.89%	26
障害者・障害児	31.03%	27
高齢者	26.44%	23
マイノリティ (性的、民族、宗教、文化など)	39.08%	34
その他 (具体的に)	12.64%	11
Total Respondents: 87		

その他

組織

人身売買サバイバー

加盟 NGO（現在 25）は上記のいずれかに関わる

東南アジアで適正技術を適用するコミュニティ

国際協力 NGO

農業者

「環境人材の育成」を目指すため幅広く

自然保護

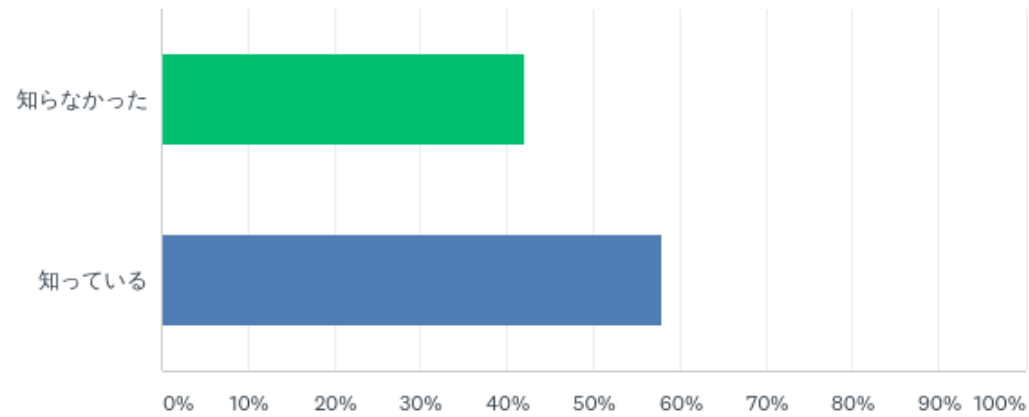
NGO/NPO

女性

すべての人々

Q4. あなたは、本調査以前から「セーフガーディング」という言葉を知っていましたか、又は聞いたことがありますか。

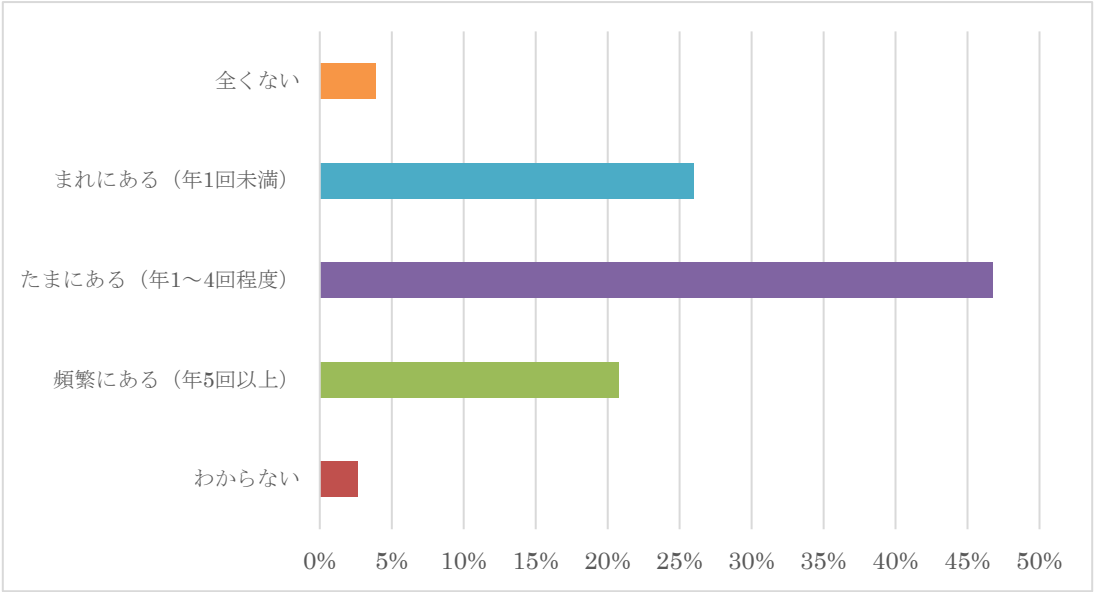
回答数 : 76 スキップ数 : 11



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
知らなかった	42.11%	32
知っている	57.89%	44
TOTAL		76

Q5. あなたは、援助従事者による子どもや若者等に対する搾取・虐待などの不適切行為等についての報道や伝聞などを見聞きしたことはありますか。（他団体・自団体を問わず）

回答数：77 スキップ数：10

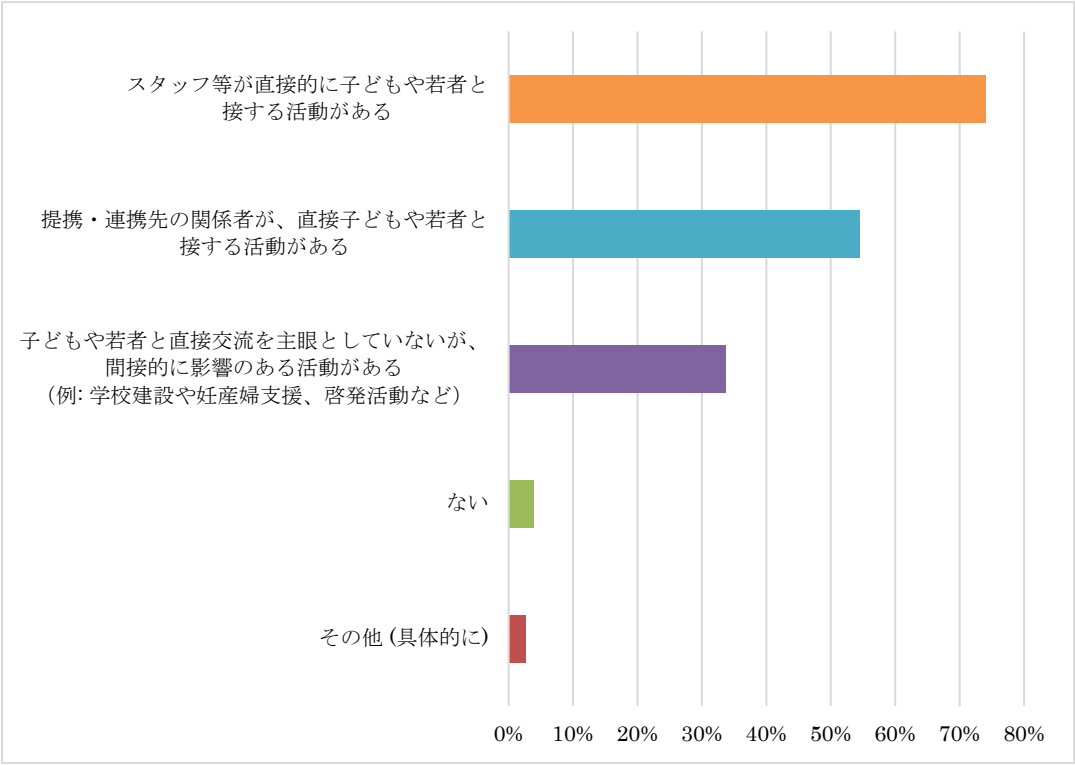


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
全くない	3.90%	3
まれにある（年1回未満）	25.97%	20
たまにある（年1～4回程度）	46.75%	36
頻繁にある（年5回以上）	20.78%	16
わからない	2.60%	2
TOTAL		77

Q6. 自団体の活動において、以下のような子ども・若者と接する機会（直接的・間接的）はありますか。当てはまるものを選択ください。選択肢にない場合は、「その他」に追記ください。＜定義：子ども：18歳未満、若者：15から24歳まで＞

回答数：77

スキップ数：10



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
スタッフ等が直接的に子どもや若者と接する活動がある	74.03%	57
提携・連携先の関係者が、直接子どもや若者と接する活動がある	54.55%	42
子どもや若者と直接交流を主眼としていないが、間接的に影響のある活動がある (例: 学校建設や妊産婦支援、啓発活動など)	33.77%	26
ない	3.90%	3
その他 (具体的に)	2.60%	2
Total Respondents: 77		

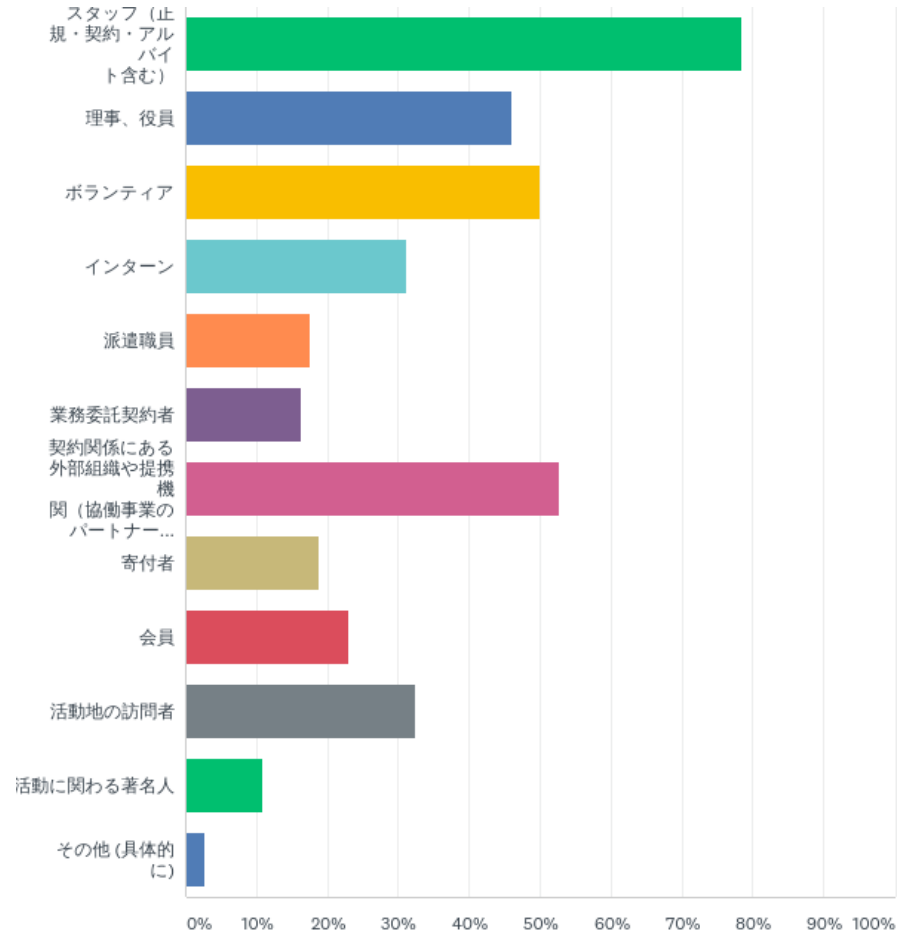
その他

当会の会員団体の多くが直接交流している。

自然観察会等のイベント参加者として接する機会はある

Q7. 自団体の活動において、どの方々が、子ども・若者と接する機会がありますか。当てはまるものを選択ください。＜定義：子ども：18歳未満、若者：15から24歳まで＞

回答数：74 スキップ数：13

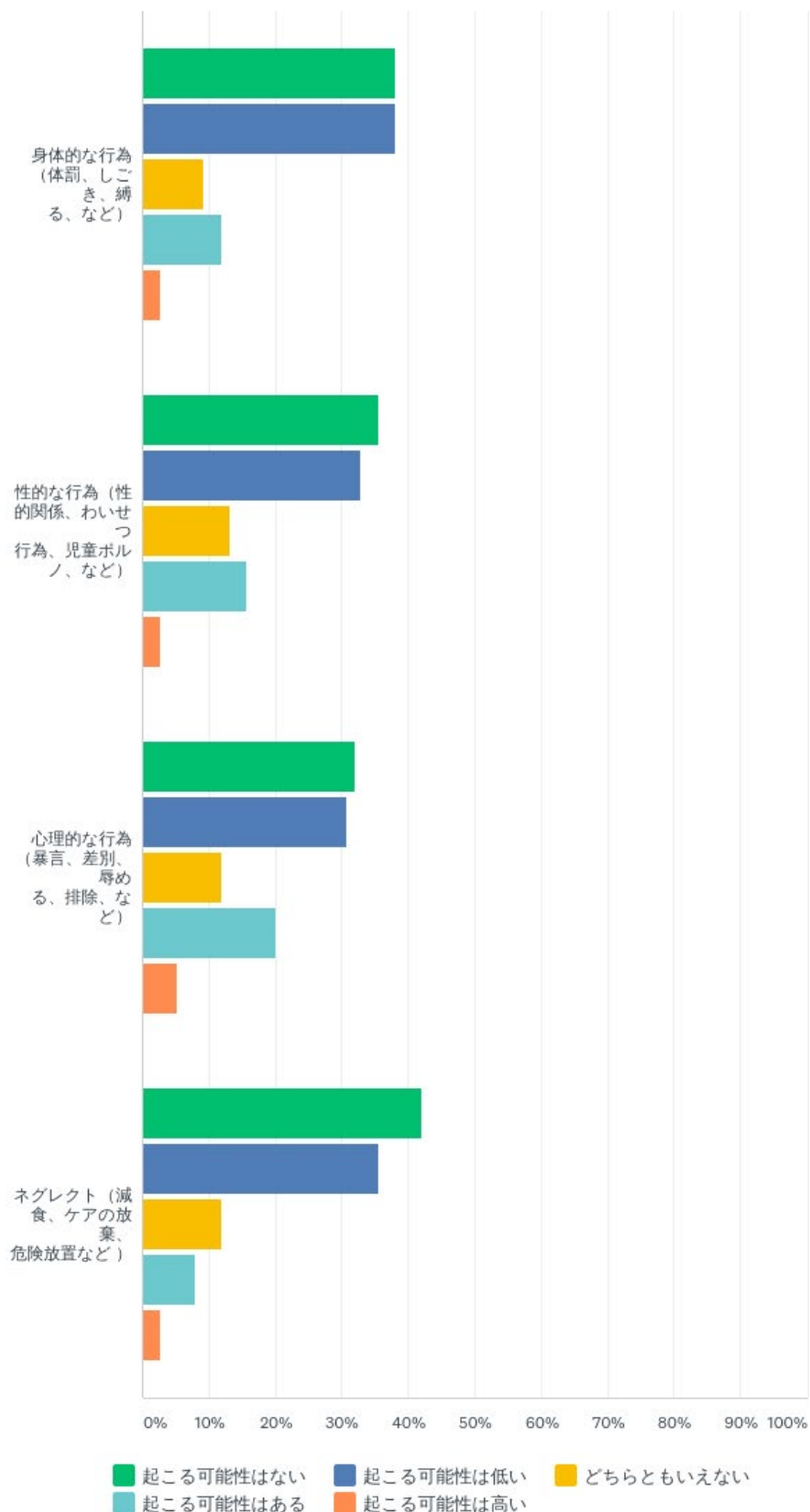


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
スタッフ（正規・契約・アルバイト含む）	78.38%	58
理事、役員	45.95%	34
ボランティア	50.00%	37
インターン	31.08%	23
派遣職員	17.57%	13
業務委託契約者	16.22%	12
契約関係にある外部組織や提携機関（協働事業のパートナー団体、現地のカウンターパート、委託先業者など）	52.70%	39
寄付者	18.92%	14
会員	22.97%	17
活動地の訪問者	32.43%	24
団体の活動に関わる著名人	10.81%	8
その他（具体的に）	2.70%	2
Total Respondents: 74		

その他
大学生がボランティア活動先で接する場合がある
スタディツアー参加者

Q8. 自団体の活動範囲において、自団体に関わる人々が、受益者・関係者である「子ども・若者」に対して以下のような行為を行ってしまう可能性はどの程度あると思いますか？（実際の把握件数ではなく、水面下で起こりうる可能性を含めお答えください）

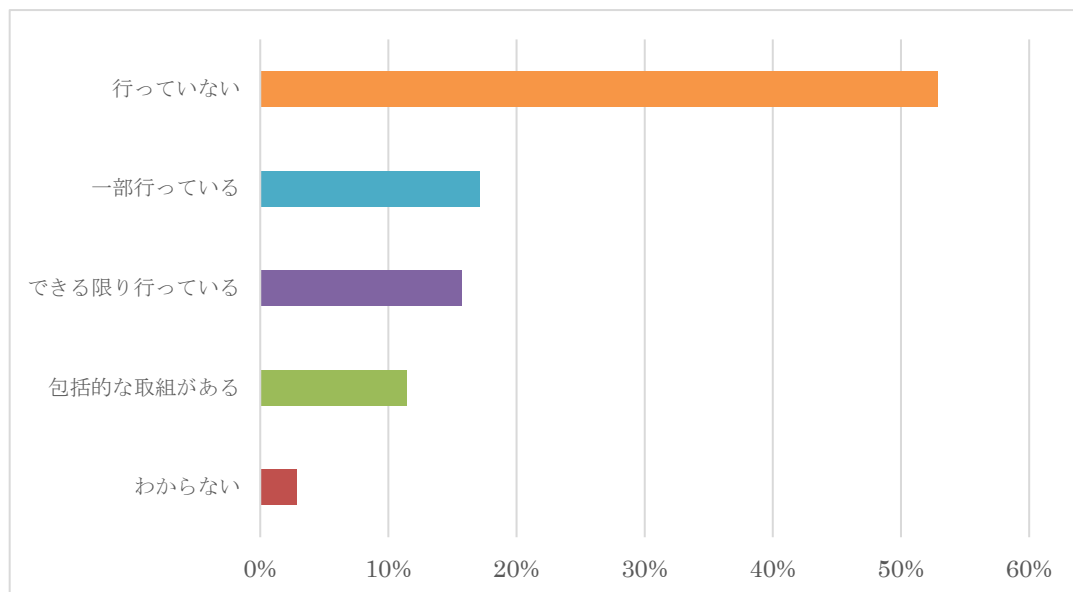
回答数：76 スキップ数：11



	起こる可能性はない	起こる可能性は低い	どちらともいえない	起こる可能性はある	起こる可能性は高い	TOTAL	WEIGHTED AVERAGE
身体的な行為 (体罰、しごき、縛る、など)	38.16% 29	38.16% 29	9.21% 7	11.84% 9	2.63% 2	76	2.03
性的な行為 (性的関係、わいせつ行為、児童ポルノ、など)	35.53% 27	32.89% 25	13.16% 10	15.79% 12	2.63% 2	76	2.17
心理的な行為 (暴言、差別、辱める、排除、など)	32.00% 24	30.67% 23	12.00% 9	20.00% 15	5.33% 4	75	2.36
ネグレクト (減食、ケアの放棄、危険放置など)	42.11% 32	35.53% 27	11.84% 9	7.89% 6	2.63% 2	76	1.93

Q9. 自団体内で、「セーフガーディング」に関連・類似する取り組みを行っていますか？

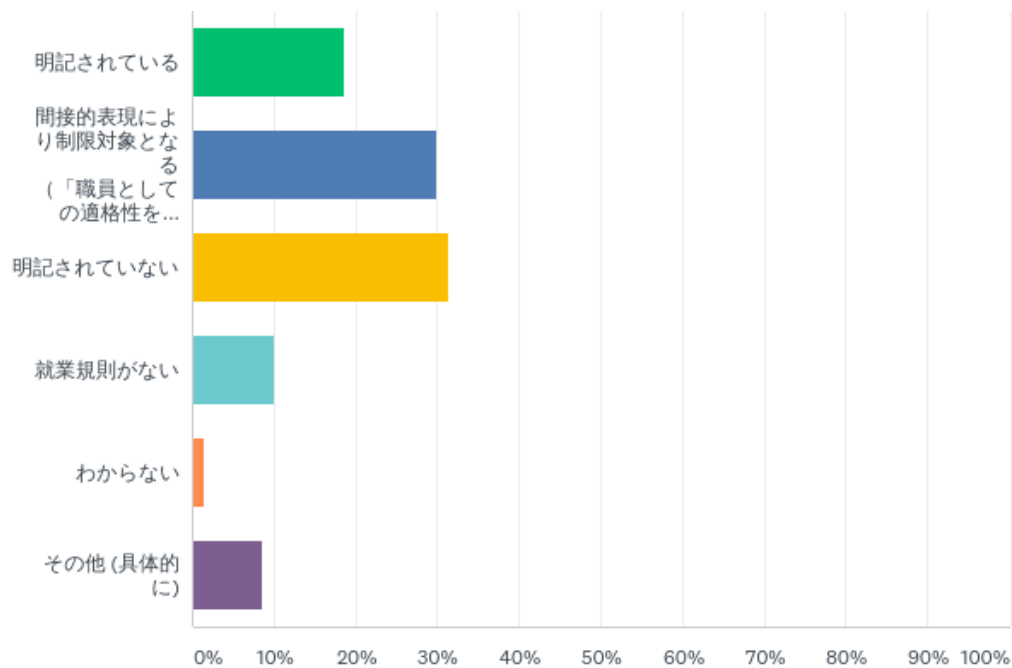
回答数：70 スキップ数：17



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
行っていない	52.86%	37
一部行っている	17.14%	12
できる限り行っている	15.71%	11
包括的な取組がある	11.43%	8
わからない	2.86%	2
TOTAL		70

Q10. 就業規則には、子どもへの搾取・虐待などの不適切行為についての禁止事項について明記されていますか。

回答数：70 スキップ数：17

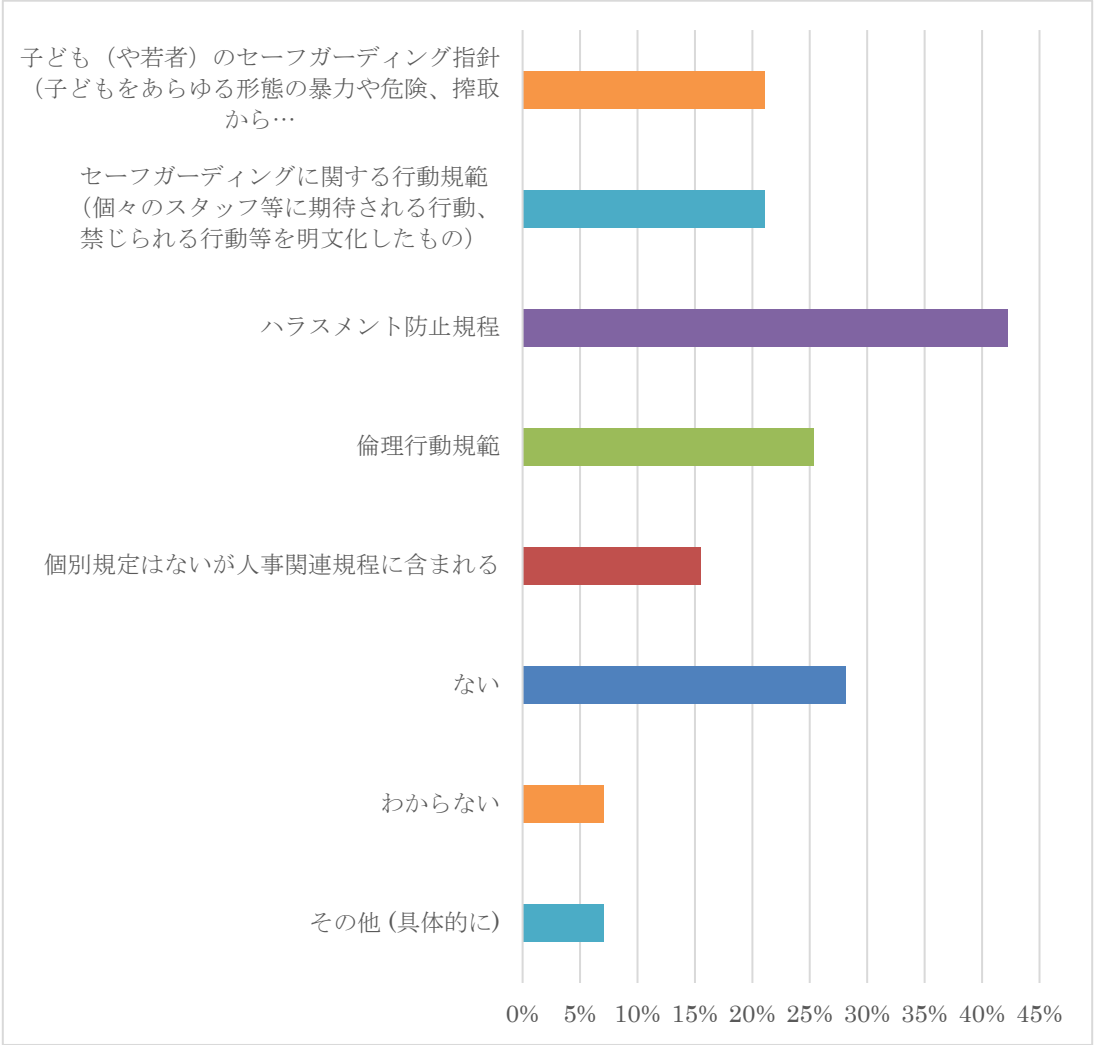


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
明記されている	18.57%	13
間接的表現により制限対象となる (「職員としての適格性を欠く行為」など解釈の幅がある)	30.00%	21
明記されていない	31.43%	22
就業規則がない	10.00%	7
わからない	1.43%	1
その他(具体的に)	8.57%	6
TOTAL		70

その他
カウンターパートに規定があると思われる
団体の内部規約に、また事業地ごとに行動規範がある。
就業規則はないが、雇用契約書に就業規則のようなものが書かれているものの、個々に内容が異なるかもしれない。
チャイルド・プロテクション・ポリシーへの署名を義務付けています。
現地施設及び事務所の規則には明記あり。
雇用関係が無い

Q11. セーフゲーディングやハラスメント防止に関して以下のような文書がありますか。該当するものを全てを選択してください。（チャイルド・プロテクション・ポリシー、〇〇ハラスメント防止規程、など名称は問いません。名称は異なっても同類のものがあれば選択してください）

回答数：71 スキップ数：16

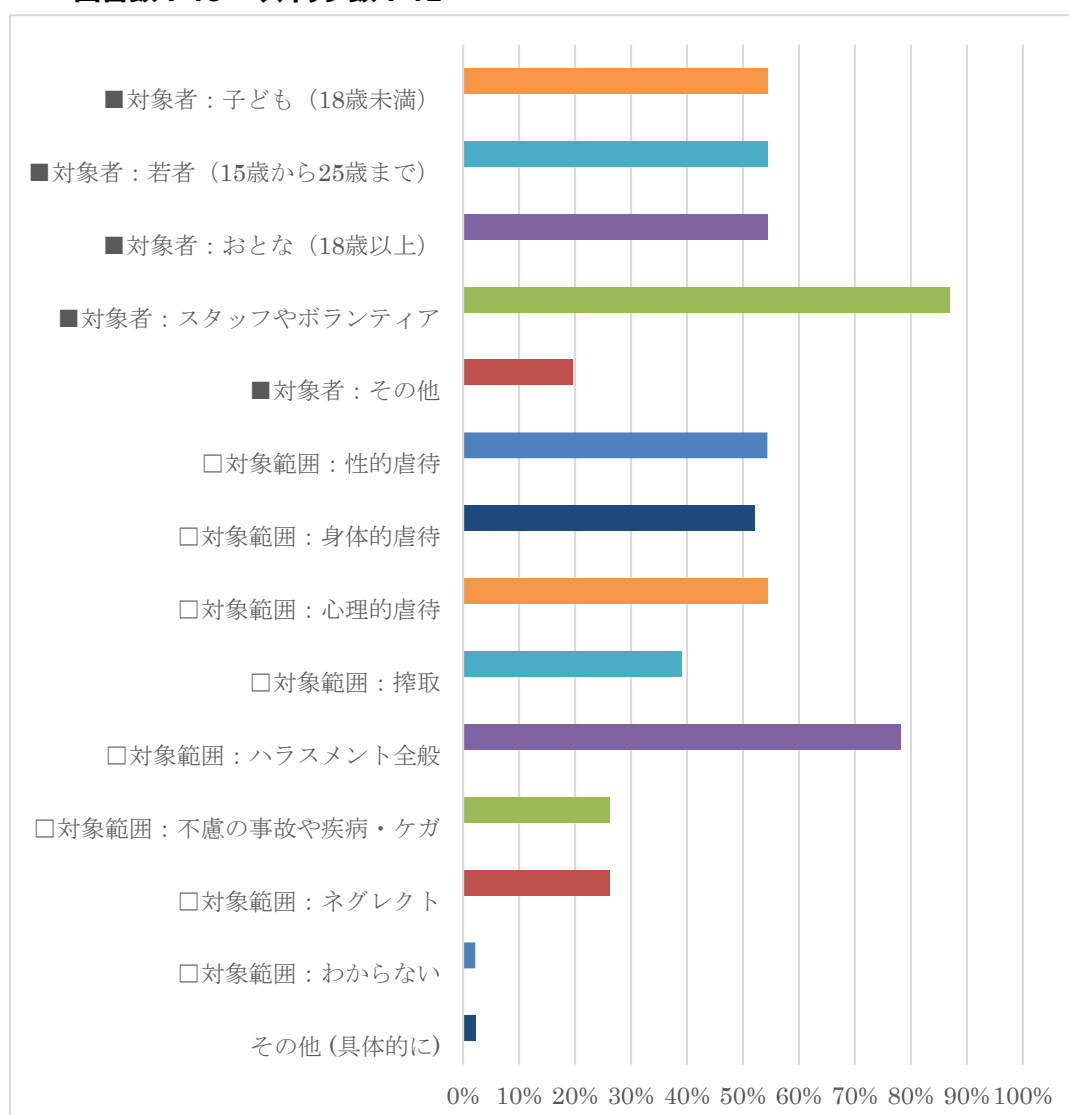


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
子ども（や若者）のセーフゲーディング指針（子どもをあらゆる形態の暴力や危険、搾取から守ることを定めた団体の公式文書）	21.13%	15
セーフゲーディングに関する行動規範（個々のスタッフ等に期待される行動、禁じられる行動等を明文化したもの）	21.13%	15
ハラスメント防止規程	42.25%	30
倫理行動規範	25.35%	18
個別規定はないが人事関連規程に含まれる	15.49%	11
ない	28.17%	20
わからない	7.04%	5
その他（具体的に）	7.04%	5
Total Respondents: 71		

その他
就業規則はないが、雇用契約書に就業規則のようなものが書かれているものの、 個々に内容が異なるかもしれない。
現在各国メンバー組織すべてで施行すべくグローバルで策定中
現地カウンターパートと交わした子ども支援にあたっての協働指針
現地施設及び事務所にある。
倫理行動規範を作成中

Q12. Q11 番で該当するものを一つでも選択された方、その文書でカバーされる保護の「対象者」と「範囲」は以下のどれに該当しますか。該当するものを全て選んでください。

回答数：46 スキップ数：41



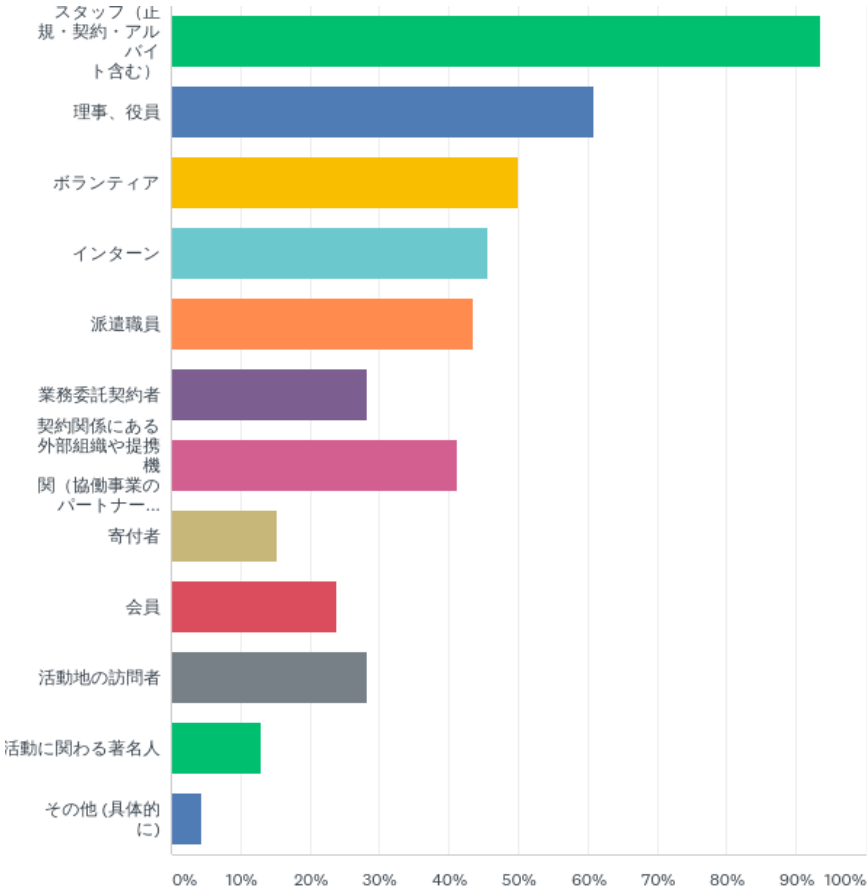
ANSWER CHOICES	RESPONSES	
■対象者：子ども（18歳未満）	54.35%	25
■対象者：若者（15歳から25歳まで）	54.35%	25
■対象者：おとな（18歳以上）	54.35%	25
■対象者：スタッフやボランティア	86.96%	40
■対象者：その他	19.57%	9
□対象範囲：性的虐待	54.35%	25
□対象範囲：身体的虐待	52.17%	24
□対象範囲：心理的虐待	54.35%	25
□対象範囲：搾取	39.13%	18
□対象範囲：ハラスメント全般	78.26%	36
□対象範囲：不慮の事故や疾病・ケガ	26.09%	12
□対象範囲：ネグレクト	26.09%	12
□対象範囲：わからない	2.17%	1
その他（具体的に）	2.17%	1
Total Respondents: 46		

その他

現地施設及び事務所での適応

Q13. Q11 番で該当するものを一つでも選択された方、どの範囲の人にその遵守が義務付けられていますか。該当するものを全て選んでください。一定の条件において義務付けられる対象者も含めてください（例：全会員が対象ではないが〇〇サービス会員には行動規範が課せられるなどの場合は会員にチェックをしてください）

回答数：46 スキップ数：41



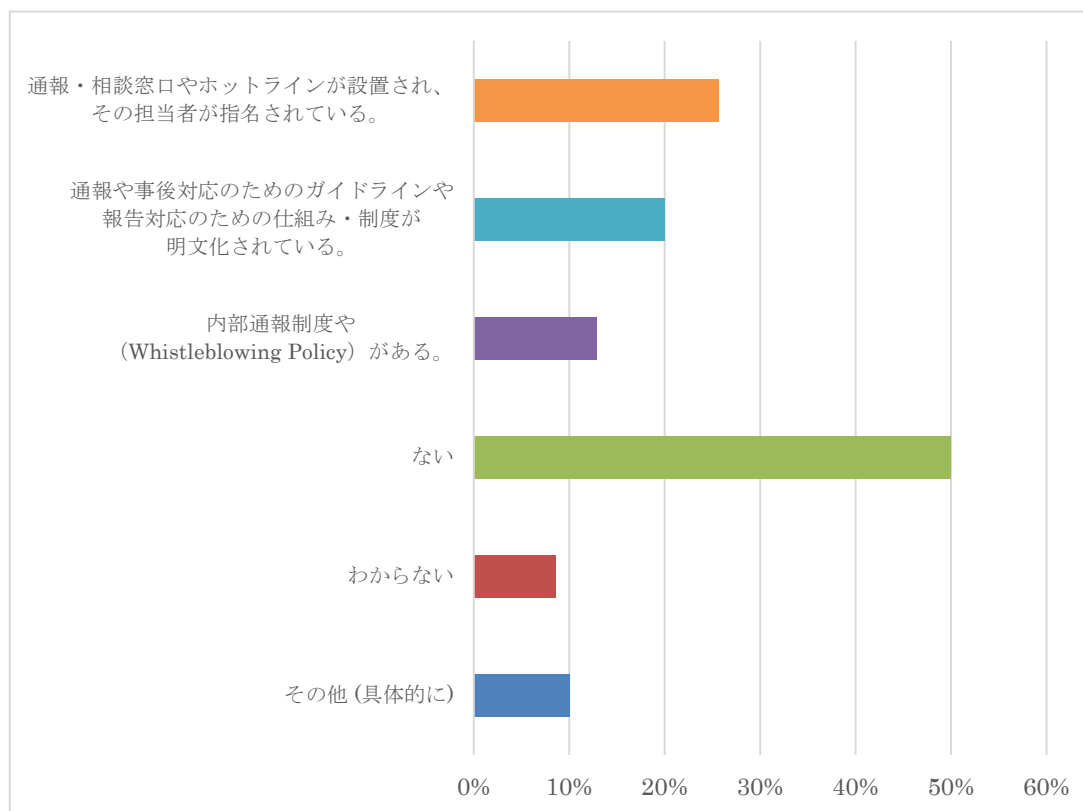
ANSWER CHOICES	RESPONSES	
スタッフ（正規・契約・アルバイト含む）	93.48%	43
理事、役員	60.87%	28
ボランティア	50.00%	23
インターン	45.65%	21
派遣職員	43.48%	20
業務委託契約者	28.26%	13
契約関係にある外部組織や提携機関（協働事業のパートナー団体、現地のカウンターパート、委託先業者など）	41.30%	19
寄付者	15.22%	7
会員	23.91%	11
活動地の訪問者	28.26%	13
団体の活動に関わる著名人	13.04%	6
その他（具体的に）	4.35%	2
Total Respondents: 46		

その他
現地のカウンターパートには、今後ポリシーや行動規範を共有予定
現地施設及び事務所での適応

Q14. 上記のような不適切行為や対象者の安全が脅かされる場合に、通報や相談を受ける窓口や、調査や事後対応の仕組みや体制はありますか。下記のうち、該当するものを全て選んでください。

回答数：70

スキップ数：17



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
通報・相談窓口やホットラインが設置され、その担当者が指名されている。	25.71%	18
通報や事後対応のためのガイドラインや報告対応のための仕組み・制度が明文化されている。	20.00%	14
内部通報制度や (Whistleblowing Policy) がある。	12.86%	9
ない	50.00%	35
わからない	8.57%	6
その他 (具体的に)	10.00%	7
Total Respondents: 70		

その他

「事務局長に報告するか、理事会に申し立てる」とあります

内規として整備中

通報・報告対応の仕組みを作成中

現在各国メンバー組織すべてで施行すべくグローバルで策定中

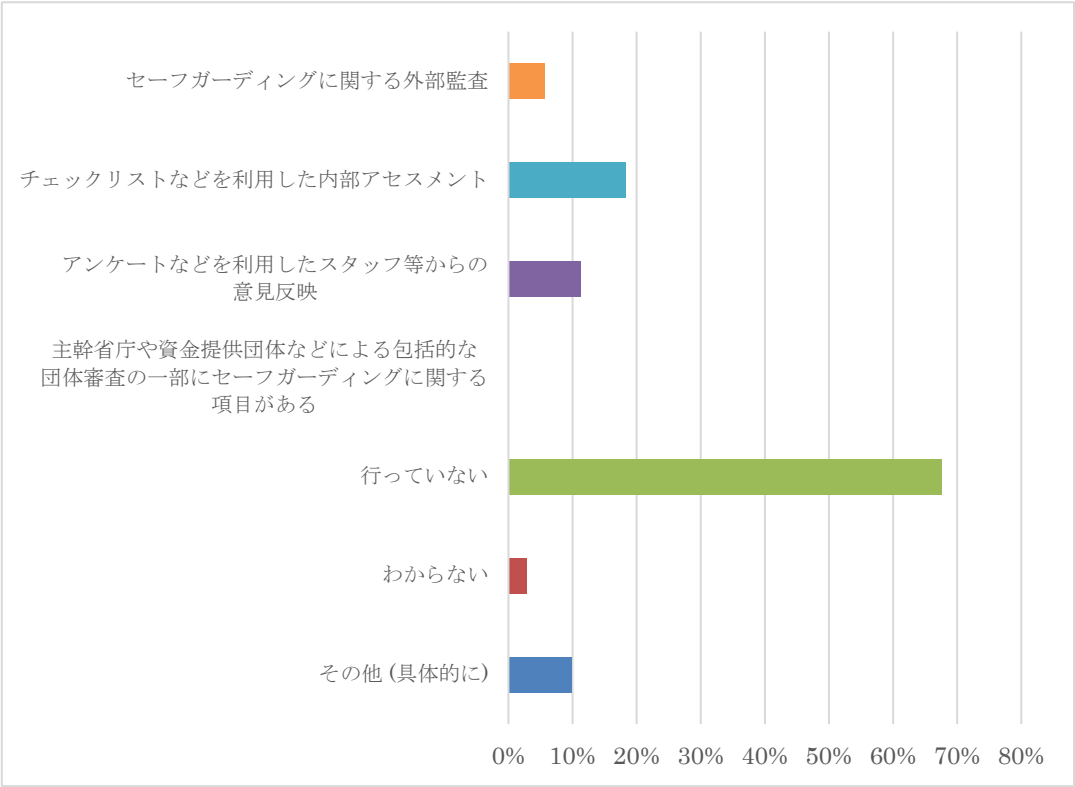
文書化はされているが体制がない。

現地施設及び事務所での体制。

NATIONAL CHILD PROTECTION AUTHORITY への通告

Q15. 貴団体では、どのような方法でセーフガーディングに関する実施状況を把握・分析していますか。該当するものを全て選んでください。

回答数：71 スキップ数：16

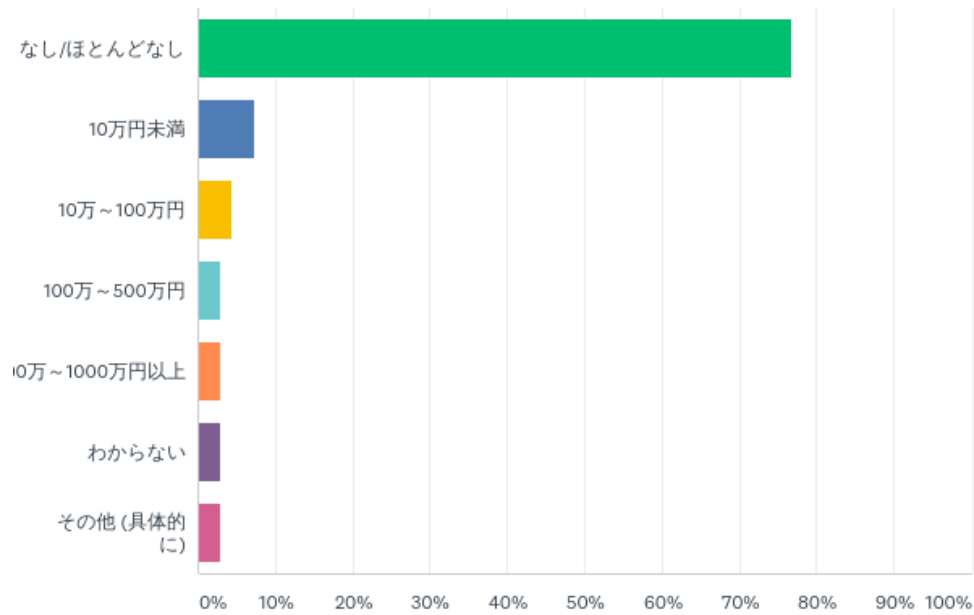


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
セーフガーディングに関する外部監査	5.63%	4
チェックリストなどを利用した内部アセスメント	18.31%	13
アンケートなどを利用したスタッフ等からの意見反映	11.27%	8
主幹省庁や資金提供団体などによる包括的な団体審査の一部にセーフガーディングに関する項目がある	0.00%	0
行っていない	67.61%	48
わからない	2.82%	2
その他 (具体的に)	9.86%	7
Total Respondents: 71		

その他
カウンターパート訪問時の聞き取り
safeguarding に関する内部監査
事業担当によるモニタリングの一環として把握に努めている
検討中
現在各国メンバー組織すべてで施行すべくグローバルで策定中
理事に状況の報告はする機会がある。
ハラスメント防止委員会による点検

Q16. セーフガーディング関連の取り組みのために、今年度はどの程度の予算を見込んでいますか。実質的な年間の支出の現状について教えてください。

回答数 : 69 スキップ数 : 18

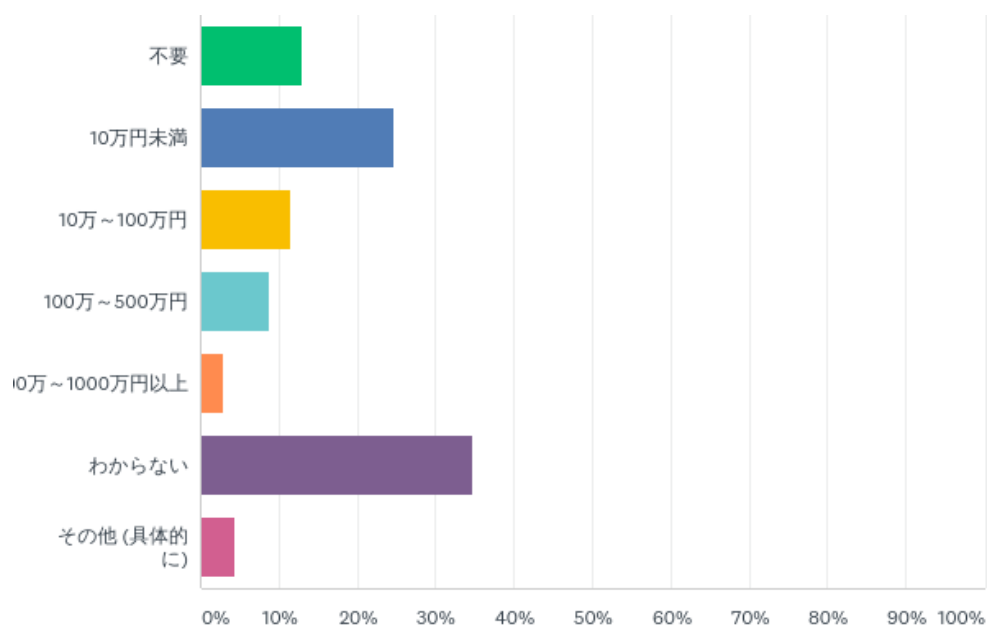


ANSWER CHOICES	RESPONSES	
なし/ほとんどなし	76.81%	53
10万円未満	7.25%	5
10万～100万円	4.35%	3
100万～500万円	2.90%	2
500万～1000万円以上	2.90%	2
わからない	2.90%	2
その他 (具体的に)	2.90%	2
TOTAL		69

その他
団体内ワークショップ、勉強会に係る人件費等
研修、外部監査のための助成申請中

Q17. 組織内でセーフガーディングの仕組みや体制を作成・整備し、定着させるためには、年間、どの程度の予算が必要だと思いますか。

回答数：69 スキップ数：18



ANSWER CHOICES	RESPONSES
不要	13.04% 9
10万円未満	24.64% 17
10万～100万円	11.59% 8
100万～500万円	8.70% 6
500万～1000万円以上	2.90% 2
わからない	34.78% 24
その他(具体的に)	4.35% 3
TOTAL	69

その他

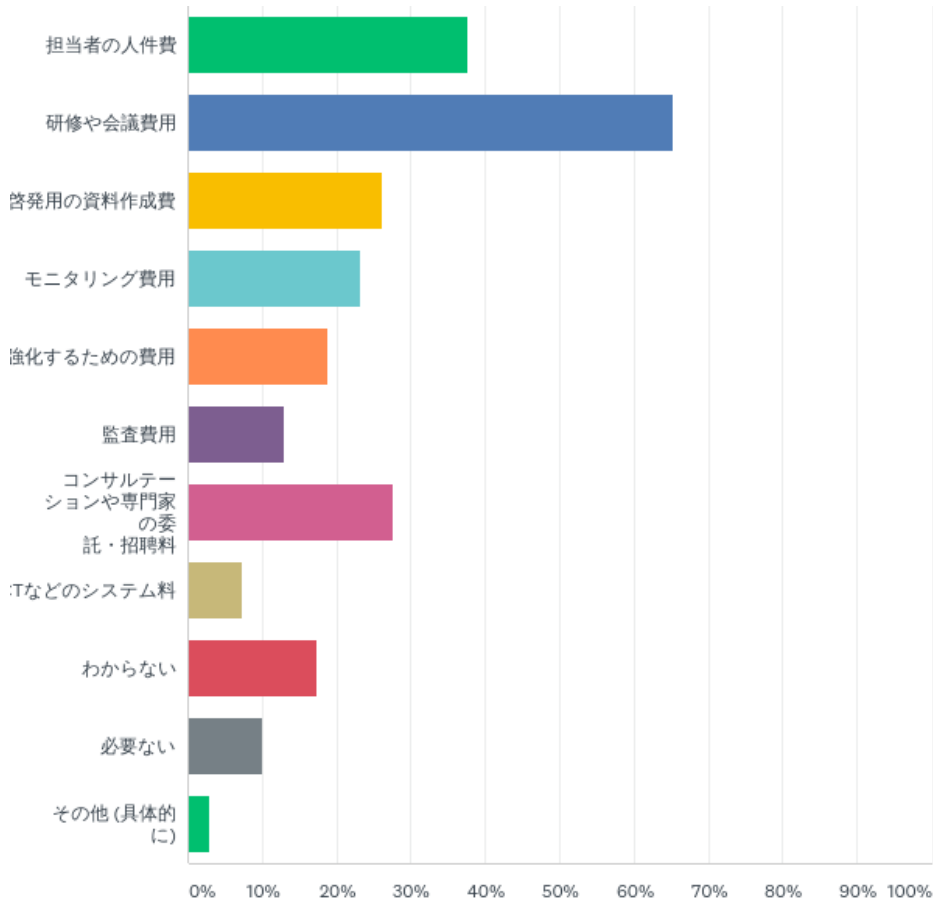
当会スタッフが現地の子供と接触する時間や機会は極めて限られており、特別な予算の必要を認めない。現地で支援している学校のスタッフに関しては訪問時の聞き取りで十分と思われる。

必要部署における担当者の配置・エフォート等

創立時にガイドラインを設けて研修に組み込んでいる

Q18. どのような用途に費用が必要ですか。当てはまるものを全て選択ください。

回答数：69 スキップ数：18



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
担当者の人件費	37.68%	26
研修や会議費用	65.22%	45
ポスターなど啓発用の資料作成費	26.09%	18
モニタリング費用	23.19%	16
安全対策を強化するための費用	18.84%	13
監査費用	13.04%	9
コンサルテーションや専門家の委託・招聘料	27.54%	19
ICTなどのシステム料	7.25%	5
わからない	17.39%	12
必要ない	10.14%	7
その他(具体的に)	2.90%	2
Total Respondents: 69		

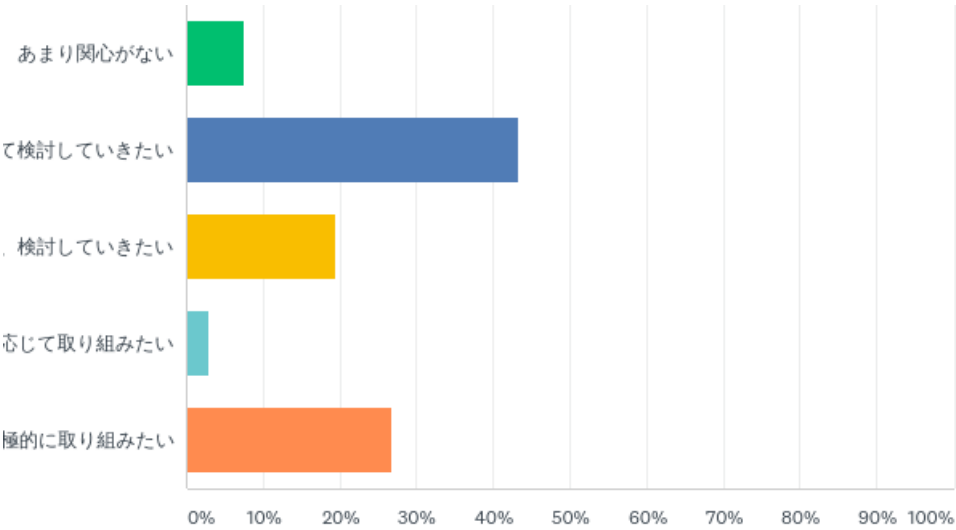
その他

16, 17, 18 の予算は、海外のカウンターパートとの共有・研修のための予算

治安が悪いので、派遣する人への現地での安全対策の方がより重要である。

Q19. 今後、組織内でセーフガーディングの取り組みや導入・強化についてどの程度の関心をお持ちですか。

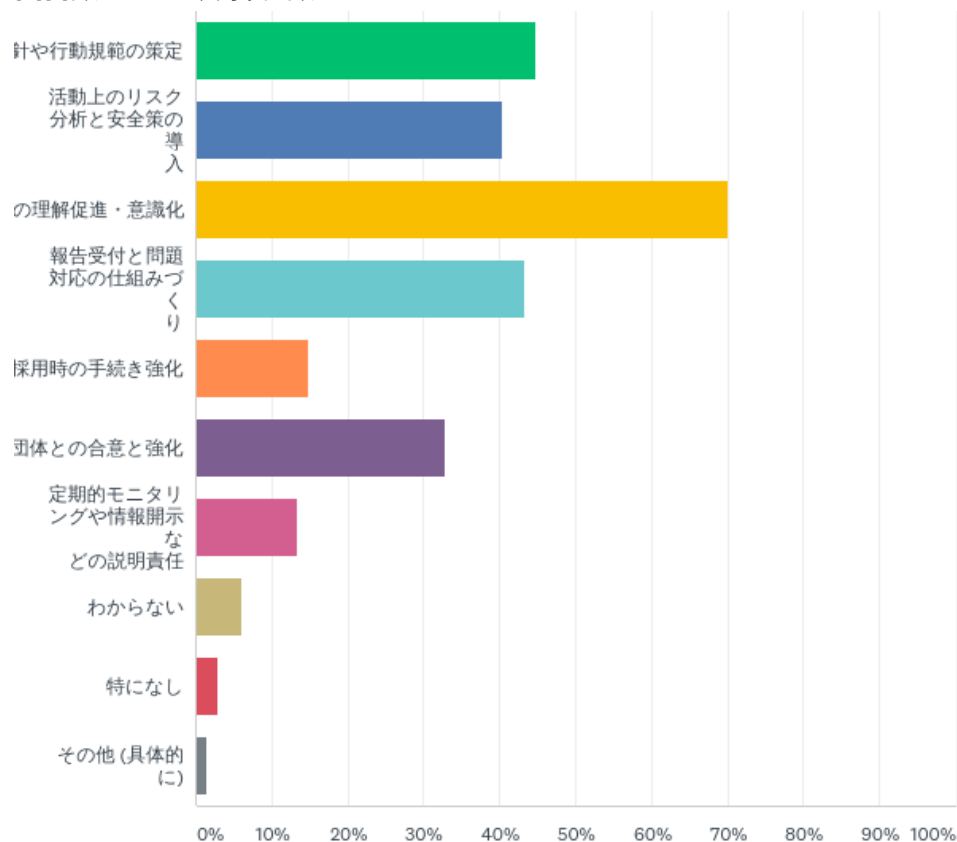
回答数：67 スキップ数：20



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
あまり関心がない	7.46%	5
必要に応じて検討していきたい	43.28%	29
今後、検討していきたい	19.40%	13
必要に応じて取り組みたい	2.99%	2
積極的に取り組みたい	26.87%	18
TOTAL		67

Q20. 組織内でセーフゲーディングに取り組む際に、特にどの強化・取り組みが課題だと思いますか。優先的に必要だと思うものを3つまで選んでください。

回答数：67 スキップ数：20



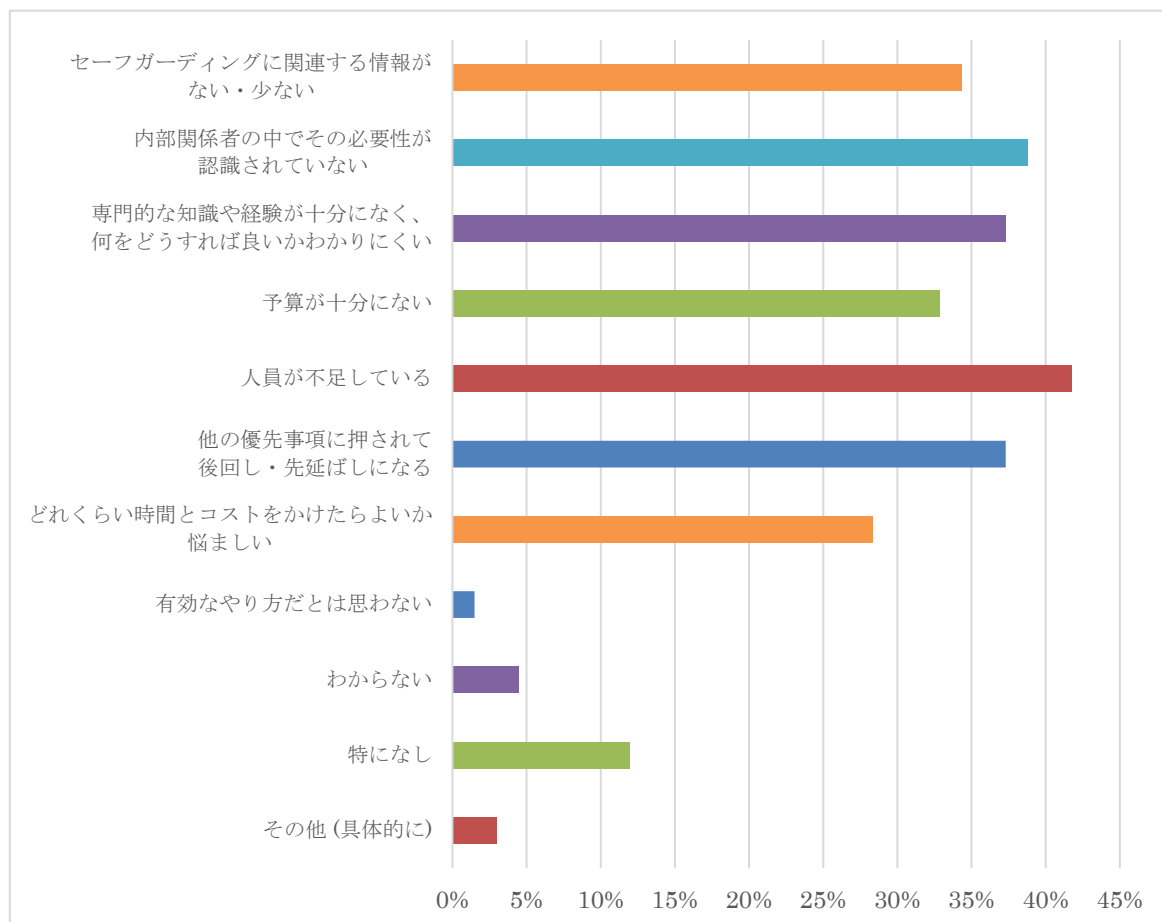
ANSWER CHOICES	RESPONSES	
指針や行動規範の策定	44.78%	30
活動上のリスク分析と安全策の導入	40.30%	27
スタッフの理解促進・意識化	70.15%	47
報告受付と問題対応の仕組みづくり	43.28%	29
人材採用時の手続き強化	14.93%	10
パートナー団体との合意と強化	32.84%	22
定期的モニタリングや情報開示などの説明責任	13.43%	9
わからない	5.97%	4
特になし	2.99%	2
その他(具体的に)	1.49%	1
Total Respondents: 67		

その他

スタッフ以外の関係者の理解促進・意識化

Q21. 取り組みの障害や制約となっているものはありますか。該当するものを全て選択してください。

回答数：67 スキップ数：20



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
セーフガーディングに関連する情報がない・少ない	34.33%	23
内部関係者の中でその必要性が認識されていない	38.81%	26
専門的な知識や経験が十分になく、何をどうすれば良いかわかりにくい	37.31%	25
予算が十分でない	32.84%	22
人員が不足している	41.79%	28
他の優先事項に押されて後回し・先延ばしになる	37.31%	25
どれくらい時間とコストをかけたらいかが悩ましい	28.36%	19
有効なやり方だとは思わない	1.49%	1
わからない	4.48%	3
特になし	11.94%	8
その他（具体的に）	2.99%	2
Total Respondents: 67		

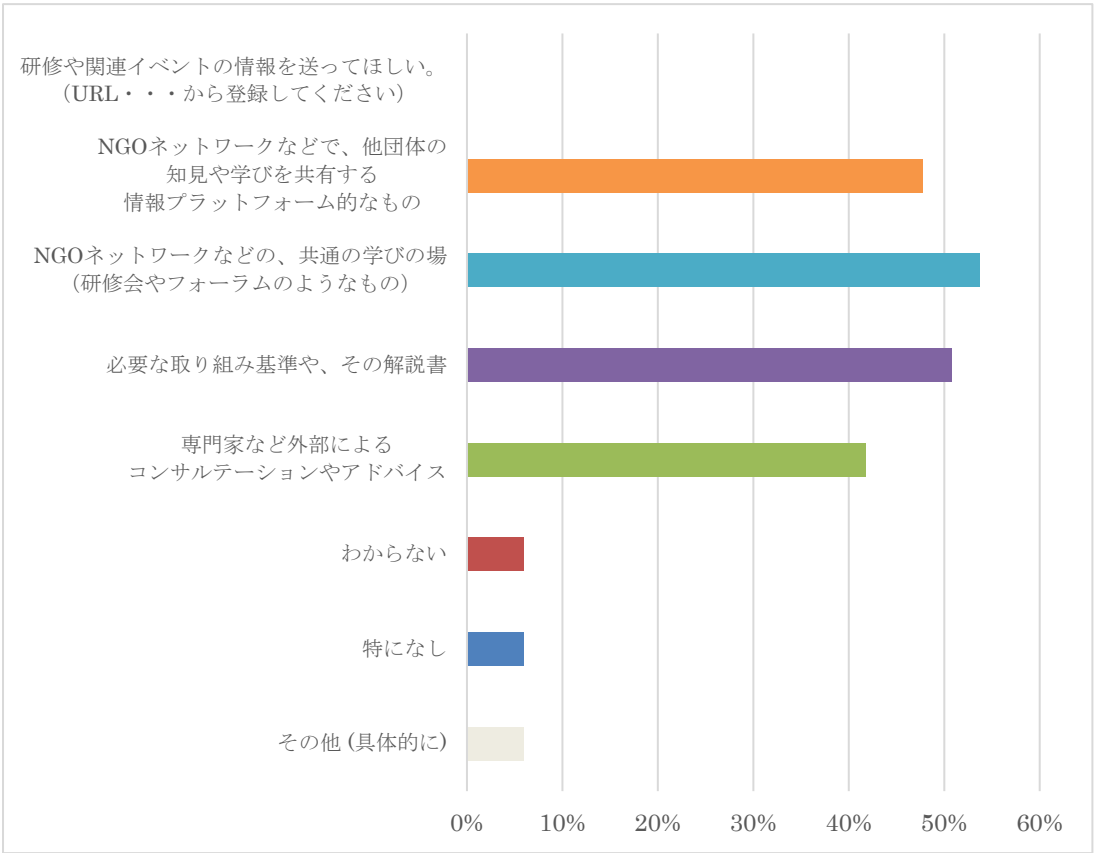
その他

日本の法や制度との兼ね合い（過去の加害歴照会など）、セクター全体での理解を得にくい分野（補助金等の審査基準）

体制はあり。国内外での実施状況とその適否の判断、経験の蓄積→実施能力の向上と体制のさらなる強化が必要。

Q22. 今後、どのようなサポートや情報があれば貴法人の取り組みに役立つと思いますか？（複数選択可）

回答数：67 スキップ数：20



ANSWER CHOICES	RESPONSES	
研修や関連イベントの情報を送ってほしい。(URL・・・から登録してください)	0.00%	0
NGOネットワークなどで、他団体の知見や学びを共有する情報プラットフォーム的なもの	47.76%	32
NGOネットワークなどの、共通の学びの場(研修会やフォーラムのようなもの)	53.73%	36
必要な取り組み基準や、その解説書	50.75%	34
専門家など外部によるコンサルテーションやアドバイス	41.79%	28
わからない	5.97%	4
特になし	5.97%	4
その他(具体的に)	5.97%	4
Total Respondents: 67		

その他
金銭的な助成制度
NGOに説明責任や不法行為・道義的に許されない行為の防止が必要と認識されるような、個々の団体への強力な働きかけ。
人材のための費用補助
外部監査



**TRAINING ON CHILD SAFEGUARDING
IMPLEMENTATION FOR THE DESIGNATED CHILD
SAFEGUARDING FOCAL POINTS AND SENIOR
MANAGEMENT STAFF**

20 – 21 May 2019

AGENDA

Day 1

Day/Time	Session
Day 1	
9:30 – 10:00	Session 1: Getting Started (Introduction + sharing of CS network initiatives in Japan)
10:00– 10:45	Session 2: Child abuse - Attitudes and values
10:45 – 11:00	Break
11:00 – 12:30	Session 3: Understanding the dynamics of Child sexual abuse and the importance of building a positive support system for children
12:30 – 13:30	Lunch
13:30 – 14:00	Session 4: Introduction to International standards in Child safeguarding
14:00 – 15:00	Session 5: Understanding roles and responsibilities of Child Safeguarding Focal Points and others
15:00 -17:00	Session 6: Conducting Child safeguarding Risk Assessment and developing mitigation plans

Day 2

Day/Time	Session
Day 2	
9:30 – 9:45	Recap of Day 1
9:45 -10:45	Section 7: Identifying barriers in reporting and strategies to address it
10:45 – 11:00	Break
11:00 – 11:30	Session 8: Child Safe communications
11:30 – 12:30	Session 9: Supporting partners towards child safeguarding compliance
12:30 – 13:30	Lunch
13:30 – 14:00	Session 10: Importance of monitoring and review in relation to Child Safeguarding
14:00 – 15:45	Session 11: Group work/Role play Based on the learning's from the training, application of knowledge and skills (within their role as child safeguarding focal point)
15:45 – 16:00	Break
16:00 – 16:30	End of training

資料 4: 関西公開セミナー 開催スケジュール

令和元年度 NGO 研究会 関西公開セミナー

子どもと若者のセーフガーディング

私たちが子どもの人権を侵害することのないように

【内容/登壇者】

セミナー 13:30～17:00

<第Ⅰ部>

○趣旨説明・事務連絡

……………岡島克樹（シーライツ副代表理事/大阪大谷大学 教員）

○講演Ⅰ-1「国際協力 NGO による子どものセーフガーディングの取組—ミニマム・スタンダードの解説を軸に—」

……………金谷直子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン セーフガーディング担当）

○講演Ⅰ-2「子どもへの暴力とセーフガーディング」

……………甲斐田万智子（シーライツ代表理事/文京学院大学 教員）

<第Ⅱ部>

○ワーク（ヒヤリ事例の共有）

……………ファシリテータ 重松和枝氏（CAP センター・JAPAN 事務局次長）

○講演Ⅱ「子どものセーフガーディングのための指針・手続き整備の事例紹介」

……………細井なな氏（チャイルド・ファンド・ジャパン 支援事業部リーダー）

○議論（今後、取り組むべきこと）

……………ファシリテータ 岡島克樹（シーライツ副代表理事/大阪大谷大学 教員）

情報交換会 17:15 ～18:30

場所：カフェテリア NeegoCafe（あべのハルカス 25F）

令和元年度外務省NGO研究会

「日本の国際協力NGOにおける『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」成果物

発行 2020年3月

発行人 外務省 国際協力局 民間援助連携室
東京都千代田区霞が関 2-2-1 TEL 03-3580-3311

執筆・編集 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F TEL 03-6859-6869
WEB <http://www.savechildren.or.jp/>

本書に関するお問い合わせは、公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへお寄せください。

本事業は、下記の団体との協働で実施しました。

